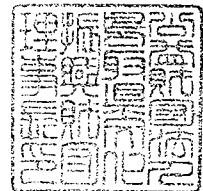




文振財第 381 号
令和4年2月25日

鳥取県知事 平井伸治様

公益財団法人鳥取県文化振興財団
理事長 三田清人



令和4年度鳥取県立倉吉未来中心の事業計画書等について

このことについて、平成31年3月25日に締結した鳥取県立倉吉未来中心の管理運営に関する協定書
第19条第1項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

- 1 鳥取県立倉吉未来中心の委託業務に関する事業計画書（管理期間：令和4年4月～令和5年3月）
- 2 鳥取県立倉吉未来中心の委託業務に関する収支計画書（管理期間：令和4年4月～令和5年3月）

【事業計画書】

〔様式2〕

鳥取県立倉吉未来中心の 委託業務に関する事業計画書

管理期間：令和4年4月～令和5年3月

(令和4年2月25日)

※ 表紙のデザインには、第4期（4本線）においても、文化芸術（アート）の輪により共に繋がりを大切にして
鳥取県の文化振興を図りたいとの想いを込めています。

公益財団法人鳥取県文化振興財団

目 次

| | |
|---|------|
| 鳥取県文化振興財団が目指す倉吉未来中心の役割 | 1 頁 |
| 1 管理運営の基本的な考え方 | 2 頁 |
| 2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 | |
| (1) 利用者へ提供するサービスの向上策 | 6 頁 |
| (2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組 | 9 頁 |
| (3) 文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等に対する助言、支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組 | 11 頁 |
| (4) 施設において行う鑑賞公演に係る考え方 | 17 頁 |
| (5) 地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等 | 18 頁 |
| (6) より良い管理運営等のための体制づくりに係る考え方 | 23 頁 |
| (7) SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) に関する取組 | 24 頁 |
| 2-2 管理の基準 | |
| (1) 開館時間の設定 | 25 頁 |
| (2) 休館日の設定 | 25 頁 |
| (3) 利用料金の設定 | 26 頁 |
| (4) 利用料金の減免設定 | 26 頁 |
| (5) 個人情報の保護への対応 | 29 頁 |
| (6) 情報の公開への対応 | 30 頁 |
| (7) 新型コロナウイルス感染防止策 | 31 頁 |
| 2-3 施設設備の維持管理業務について | |
| (1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応 | 32 頁 |
| (2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方 | 33 頁 |
| (3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方 | 34 頁 |
| (4) 外部委託する業務内容とその考え方 | 35 頁 |
| (5) 委託先選定方法 | 35 頁 |
| (6) 委託、工事請負の発注予定 | 36 頁 |
| (7) 省エネルギー・省資源への取組 | 37 頁 |
| 2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等 | |
| (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策 | 38 頁 |
| (2) 事故・緊急時の体制・対応 | 41 頁 |
| (3) 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 | 42 頁 |
| (4) その他 | 43 頁 |
| 2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針 | 44 頁 |
| 3 組織及び職員の配置等 | |
| (1) 管理運営の組織 | 46 頁 |
| (2) 職員の職種等 | 48 頁 |
| (3) 日常の職員配置 | 49 頁 |
| (4) 障がい者又は高齢者の雇用計画 | 50 頁 |
| (5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置 | 50 頁 |
| (6) 文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置 | 51 頁 |
| (7) 人材育成 | 54 頁 |
| 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況 | 56 頁 |
| 5 法人の社会的責任の遂行状況 | 57 頁 |
| 6添付資料 別紙 | 58 頁 |

鳥取県文化振興財団が目指す 鳥取県立倉吉未来中心の役割



地域の人々が活気溢れる社会、心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現

当財団では「地域の人々が活気溢れる社会、心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現」というミッション（使命）のもと、文化芸術に関する各種事業を積極的に推進することにより県民文化の育成と振興を図りそして県民に広く文化活動の場を提供することにより、自主的な活動支援、人と人の交流、地域の活性化を図ってきました。

平成15年10月に公布施行された「**鳥取県文化芸術振興条例**」においては、県民一人一人が文化芸術を実践し、これに親しみ、触れ、これを支えていくことによって「心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力ある社会の実現に向けた取組を行っていくことが重要」とされており、平成24年6月に公布施行された「**劇場、音楽堂等の活性化に関する法律**」では、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点であるとともに、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。」と明文化されました。加えて、平成29年6月に改正された国の「**文化芸術基本法**」においては、「年齢、障がいの有無または経済的な状況にかかわらず全ての人々が文化活動を享受でき、また教育の重要性に鑑み、学校等、文化活動を行う団体、地域の各関連分野における連携、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する」ことが打ち出されています。当財団は、これらの条例、法律をもとに各種事業を取り組んでいます。

また、近年、地域・社会が大きく変容し、文化芸術が地域及び社会における課題を解決する処方箋として社会的効用を発揮するという新たな重要性も増しているなかで、公立文化施設が果たすべき役割は、ますます重要になっています。とりわけ、新型コロナウイルスは、現在も日常生活や催事等に多くの影響を及ぼしていますが、この新型コロナ禍において、リアルな文化芸術のもつ大きな効用が改めて認識されたことは、文化芸術に携わるものにとって大きな道標になるものであり、万全な感染防止対策を行いながら地域に文化芸術を届けていくことが重要です。

当財団は、改めて公立文化施設の役割を明確にし、その機能である「文化権の保障・文化芸術の振興・地域コミュニティの拠点・経済的貢献」を再認識し、その機能を十分に発揮するよう各種事業を展開していきたいと考えています。

以上を踏まえ、倉吉未来中心は、地域の未来と次世代のため、鳥取県中部における地域創生の拠点施設として、実演芸術を通して「活力あるまちづくり」と「心豊かなひとづくり」をコンセプトとした取組を実践し、地域の人々が活気あふれる社会及び心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現を目指します。

令和4年2月
公益財団法人鳥取県文化振興財団

1 管理運営の基本的な考え方

(公財)鳥取県文化振興財団は、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）の開館から21年間、施設の管理運営をするとともに、中部地域の文化芸術団体や活動者、文化施設、観光・経済団体、教育機関、福祉団体、1市4町など、様々な団体等と文化芸術を通じて手を取り合い、地域の活性化を図ってきました。

これらの地域連携を継続し、「心豊かなひとづくり」と「活力あるまちづくり」を進めるとともに、公立文化施設としての機能である「文化権の保障、文化芸術の振興、地域コミュニティの拠点、経済的貢献」を軸足としながら、地域の実情を勘案した文化芸術事業を推進し、**中部地域の活性化や賑わいの創出、次代を担う人材の育成**を図ります。

また、これまで管理運営してきた中で蓄積した経験やノウハウを活かし、利用者の貴重なご意見・ご要望を踏まえた施設づくり及び各種サービスの向上に努めるとともに、専門的な技術を有する人材を配置して、利用者のために、**安心・安全な施設運営、利用者の視点にたった質の高いサービスの提供**を行います。

そして、公立の施設としての性格を十分認識し、その施設を管理する者としての自覚を忘れず、法令を遵守の上、**効率的で公平・公正な管理業務**を行います。

加えて、倉吉未来中心の文化芸術事業実施の基本的な考え方は、当財団の基本方針に基づき以下のとおり推進します。

コンセプト

ARTS FOR EVERYONE ~アートでつながる 心うるおう 未来のために～
「とっとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」

新型コロナウィルスの影響により社会が大きく変化する中、文化芸術分野も催しの延期や中止が相次ぎ、厳しい状況にさらされております。そのような中で、危機を乗り越えるべくコロナ禍での活動の可能性やアートの役割について明確にした、新たなアートマネジメントが必要となります。

そこで令和3年度より、鳥取という地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが会館に集い、会館から地域へ、そして全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを目指し「とっとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」を始動しました。

基本方針

○すべての人が文化芸術に触れ、感動できる仕組みづくり

- ・より多くの県民に文化芸術の魅力と優れた音楽ホールとしての施設の特性を伝えられるよう、幅広いジャンルのラインナップで文化芸術事業を提供します。
- ・鑑賞型、参加型、育成型とタイプの異なる事業をバランスよく計画します。
- ・若手世代に知られる著名なアーティストを招聘し、初心者向けの演目を選定します。
- ・公演に付随するイベント(レクチャー等)により、初来場者の興味を喚起することで、今後のホール運営を支える世代の方々が県民文化会館を起点に交流し、集う仕組みを創造します。

○次世代の文化芸術の担い手の育成

- ・子どもや親子連れが足を運びやすいプログラムの企画や、未就学児を伴う保護者が周囲に気兼ねなく親子で鑑賞できる機会を設けます。
- ・中高生が参加し、音楽を通じて交流できる体験型プログラムや、一流の演奏家から直接指導を受けることができる育成型の文化芸術事業を企画します。

○地域と施設との協働による文化力の発信

- ・地域にゆかりのある演奏家にとっては演奏の機会、鑑賞者にとっては県民のパフォーマンスを見る機会を提供し、両者をつなぐことで地域の文化芸術の振興を図ります。
- ・世界で活躍するプレーヤーと地元の中高生による共演や、地域の演奏家と中高生による協働のコンサートを実現し、地域の若い力を発信します。
- ・プレ・アフター・コンサートの開催、アーティスト・パートナー（発表機会を求める演奏家などを登録）の設置などにより演奏者に発表の機会を提供し、県民が日常生活において気軽に生演奏を楽しみ、文化芸術に触れる機会を増やす活動に取り組みます。

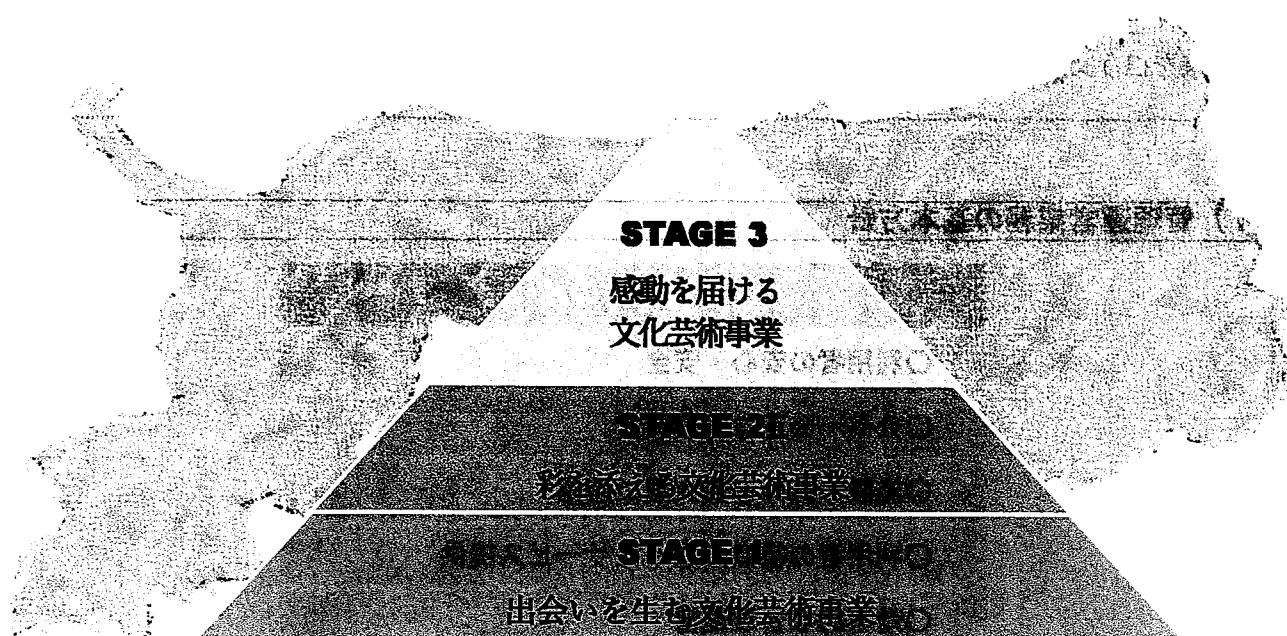
アウトリーチの積極的展開

文化芸術におけるアウトリーチは、一言でいえば、芸術家(芸術団体ないし文化施設)が、普段、文化芸術に触れる機会の少ない市民に対して、(その生活の場に出向いていって)働きかけを行うもので、日本語で表記するならば、「芸術普及活動」或いは「教育普及活動」と言われています。

アウトリーチ活動は、文化芸術を享受する層を広げ、さらに創作する側の創作意欲を高めることに寄与することができ、このことを通して、文化芸術が社会に果たす役割を広げ、地域の文化芸術をより豊かなものに発展させる可能性を秘めていると考えます。このような理解と立場で、アウトリーチ事業を積極的に展開していきます。

事業目標

事業実施においては体系化することで目的と目標を明確化させ、段階的かつ重層的な戦略のもと県内各市町村や文化芸術団体等と連携し、県民の誰でもが文化芸術を鑑賞、体験できる機会を創出します。



○ STAGE 1 出会いを生む文化芸術事業の展開

【目的】

県内市町村や文化芸術団体等とこれまで以上の連携協力のもと、これまであまり縁の薄かった方々にも新鮮で笑顔溢れる文化芸術を届けることを目的とした事業を展開します。

【目標】

- ・初めての文化芸術体験機会の創出を狙い、誰でもが鑑賞し、体験できる機会を設けます。
- ・若年層や家族が気軽に参加できる仕掛けを作ります。

○ STAGE 2 彩を添える文化芸術事業の展開

【目的】

県内市町村や文化芸術団体等と綿密な連携のもと、心地よい文化芸術に触れることにより、ライフスタイルに彩と夢を届ける事業を展開します。

【目標】

- ・県民が多彩な文化芸術に触れ、魅力ある事業を体験できる機会と環境を整えます。
- ・文化芸術をより楽しみ深めるためのアウトリーチ事業を行います。

○ STAGE 3 感動を届ける文化芸術事業の展開

【目的】

基幹ホールの優れた機能とこれまで培ってきた財団の専門的ネットワーク及び技術のもと、鑑賞・参加される方々に高質な文化芸術を満たすことにより大きな感動を届けます。

【目標】

- ・県民を魅了する良質な舞台作品の鑑賞機会を提供します。
- ・次世代を担う若手芸術家・活動者との協働により高質な創造作品つくりを行います。
- ・将来を担う文化芸術活動者の発掘と育成を図ります。

(1) 管理運営業務の基本方針

管理運営の柱

- 利用者の安心・安全
- 公平・公正な管理運営
- 施設の魅力を最大限に活用
- 利用者の視点に立ったサービス提供
- 効率的な管理運営

ア 利用者の安心・安全への取組

- あらゆる危機管理に対するマニュアルを整備し、防災訓練の実施（地震・消防等）や職員研修を通して全ての職員が対応できる体制を整えます。
- 常に安全を意識した定期点検および日常点検（専門業者による設備等の保守点検、自主点検等）を実施します。
- 県との連携による施設・設備等の利用の実情に合わせた改修・更新と、事前保全、予防保全による設備の長寿命化への取組を行います。

- 新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を基本とし、(公社)全国公立文化施設協会の「劇場・音楽堂等における新型コロナ感染拡大予防ガイドライン」を踏まえて策定した当財団の「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」により、継続した予防対策を講じます。

イ 公平・公正な管理運営

- 子どもから高齢者、障がいのある方、外国人などすべての皆様へ公平なサービスを提供します。
- 法令を遵守し、設備の法定点検実施や、法改正への速やかな対応に努めます。
- 情報漏洩を防ぐセキュリティ対応に努めます。
- 計画的な研修会の実施、外部研修等への積極的参加による継続的な人材育成を図ります。

ウ 施設の魅力を最大限に活用する取組

- 人々が集う「まちの広場」として、賑わいとくつろぎの空間を整備します。
- 訪れる人々へ、中部地域の魅力を発信する取組を行います。
- 中部地域最大席数の大ホールおよび個性溢れるアトリウムなど施設を活用した事業を実施します。

エ 利用者の視点に立ったサービス提供

- 快適に施設が利用できるよう、常に利用者の声に耳を傾けサービス向上を図ります。
- すべての人々にやさしいユニバーサルデザインへの取組を行います。
- 利用者が求める情報を把握し、あらゆる手法による情報発信に努めます。

オ 効率的な管理運営の取組

- 施設・設備の維持管理に係る保守点検業務委託料の軽減や、環境への負荷を配慮した経常的費用の軽減に努めます。
- 事業実施やホール利用の際に、県民文化会館と職員を相互派遣して人的な補完を行い、効率的な運営と費用の軽減に努めます。

(2) 文化芸術事業の基本方針

文化芸術事業の柱

○文化振興財団としての専門性

○活力ある“まちづくり”

○心豊かな“ひとづくり”

ア 文化振興財団としての専門性を活かした取組

- 文化振興財団が掲げる「ARTS FOR EVERYONE “アートでつながる 心うるおう 未来のために～『とっとり ひと・まち元気！ライブ・アート・プロジェクト』～」の事業コンセプトの下、鳥取という地域をステージに、アウトリーチを基軸として、日々の生活に感動や彩り、出会いをもたらす事業を実施します。
- 地域に居ながらにして国内外の質の高い舞台公演を鑑賞できる機会を提供します。

イ 活力ある“まちづくり”的な取組

- 地域の活動者や様々な団体等と連携した文化芸術事業を実施します。
- 地域の文化資源や施設の特色を活かした賑わいを創出します。

ウ 心豊かな“ひとづくり”的な取組

- 地域で暮らす全ての人が等しく文化芸術を享受できる環境を整備します。
- 次代を担う子どもたちの文化芸術体験機会を充実させます。
- 地域の多様な文化芸術活動の支援・普及を行います。



【親子向け鑑賞・参加公演】



【児童養護施設訪問公演】

2－1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) 利用者へ提供するサービスの向上策

利用者満足度の高い施設づくりをめざし、利用者の声を大切にしたサービスを行い、人々の交流拠点として活発に利用していただける取組を行います。

| 基本方針 | また訪れたいと感じる魅力ある施設づくり |
|------|--|
| 行動指針 | 地域に開かれ、人々が集い、豊かに交流できる施設づくりを行います。 ～地域の皆様の交流拠点として、人々が集う賑わい空間の創出へ～ |

ア 利用者の利便性向上

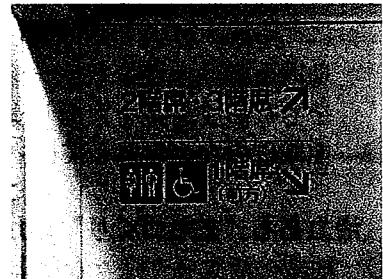
(ア) 大ホールホワイエの単独利用を可能とし、幅広い利用へ対応

大ホール利用率向上は最重要課題と考えますが、中部地域の人口規模からすると有名アーティスト公演・大型イベントは鳥取市・米子市に集中する傾向が続いているため、大幅な利用率向上は難しいと考えます。大ホールを有効に活用するために、令和元年度より大ホールホワイエのみの単独利用を可能とし、サロンコンサートやマルシェなどの幅広い利用を促進するなど、今後も利用率向上に工夫をしていきます。

(イ) 初めて訪れるお客様にもわかりやすい案内表示の整備

館内が迷路のようでわかりにくいというご意見を改善するために、平成30年度にGoogleストリートビュー（屋内版）を導入しました。これによりスマートフォンやタブレットにより事前に動線の確認や360° パノラマ画像による施設内の様子を確認できるようになりました。

令和元年度以降、カラーユニバーサルデザインの導入や施設案内図の改善を順次行っています。今後も引き続き安心して訪れやすい工夫を図ります。



【カラーユニバーサルデザインによる表示】

| 【実施内容】 |
|----------------------------------|
| ○Googleストリートビュー（屋内版） |
| ○施設案内表示の改善：来館者の動線に合わせた施設案内表示の増設。 |
| ○大ホールホワイエ、サイドロビーのトイレ案内表示等の改善 |

(ウ) 「街の広場」として、賑わいとくつろぎの空間の整備

人々が交わる場所であるアトリウムを、地域の方による「みらいアートギャラリー」での作品展示や四季折々の空間演出「館内インсталレーション」による賑わい創出を継続するとともに、令和元年度以降、休憩スペースの拡充や、施設の空き日を活用した取組を実施するとともに、引き続き地域の人々に親しみやすい空間を整備します。

また、施設見学会である「施設体験ツアー」を通じ、地域のシンボル的存在として、施設の魅力を発信するとともに、より愛される施設づくりを進めてまいります。



【館内インスタレーション】

[実施内容]

| | |
|-----------|--|
| 賑わいづくりの空間 | 平成30年度に改装したギャラリースペースやアトリウムの空間を利用した演出を実施。 ○みらいアートギャラリー ○館内インスタレーション ○アトリウムの空き日を活用したストリートピアノライブ |
| 休憩スペースの拡充 | アトリウム西側の休憩スペースは日差しが強いため、熱中症対策のためにアトリウム東側自動販売機前に場所を移動。正面エントランスから続く来館者が休憩しやすいスペースとして夏季以降も継続。 新型コロナ禍、感染防止対策を講じながら休憩スペースを整備します。 |

(エ) 文化・観光情報コーナーの整備

アトリウムを人々が交流し情報収集する場所として工夫し、令和元年度には中部1市4町の文化・観光情報コーナーを設置し、倉吉未来中心から各地への動線を繋げる取組を行うなど、今後も情報提供機能の充実を図っていきます。



【中部地域公演情報】

[実施内容]

| | |
|---------------|--|
| 文化・観光情報コーナー設置 | 中部1市4町の文化・観光情報を集約したコーナーを充実させるとともに、来館者が広く様々な情報を収集できる場所へと改装。 |
| | 令和6年度開館予定の鳥取県立美術館を映像等で紹介するコーナーを設置 |
| | デジタルサイネージによる中部地域の文化芸術公演情報の紹介 ※デジタルサイネージは、倉吉打吹ライオンズクラブ、倉吉北ライオンズクラブ、倉吉グレートライオンズクラブ、倉吉ライオンズクラブより寄贈（令和4年1月） |

(オ) 中部地域プレイガイドとしての各種チケットの取扱い

中部地域のプレイガイドとして各種チケットを取り扱い、お客様の利便性向上を図っています。また、平成28年度からチケット販売システムを導入し、財団主催事業においては、お客様にリアルタイムでご希望の座席が販売窓口やインターネットで購入ができるようにしています。

(カ) イベントトータルサポート体制の充実

イベントを成功させるために、イベント主催者に対して企画と予算の立て方から施設の利用方法、当日のフロント運営、舞台の準備～本番～撤収まで、イベント成功に向けてトータル的なサポート体制を令和元年度に構築し、丁寧な対応に努めています。

【実施内容】

| | |
|-------------|----------|
| イベント相談窓口の開設 | 詳細は12頁記載 |
|-------------|----------|

(キ) 施設のスマート利用

近年のWE B会議の増加により、映像設備のニーズが高まっていますが、全てのセミナールームにその環境が整備されているわけではありません。利用者がより手軽にWE B会議が行えるよう利便性を向上させ、かつ今後の多様な利用に対応するため、令和2年度には次のとおり設備環境を整備しました。

【対象施設】セミナールーム2、4、5、6 ※いずれも収容人数：30人

【常設機器】スクリーン、プロジェクター、LANケーブル、延長コード、その他事務用品

なお、利用者用のインターネット接続サービス（有線・無線）の利用にあたっては、初めて施設を利用する場合の事前下見や接続テストを可能とし、利用当日が安心して迎えられるようサポートしています。

(ク) カスタマーサービスの充実

施設の利用にあたり、利用者の負担軽減や来館者向けの様々なサービスを行います。

| | |
|-----------------|--|
| 無料サービス | ○セミナールーム等の事務用品（ボールペン、ホッチキス等） ○全館Wi-Fiスポット整備 ○お荷物お預かりサービス ○ベビーカー、車椅子 ○ひざ掛け ○姿見 ○シートクッション（お子様用） ○加湿器 ○セミナールーム等の事務用品の充実（延長コード、LANケーブル等） |
| 有料サービス | ○携帯電話等充電器設置 【料金設定】30分 200円 ○コイン式コピー機設置 【料金設定】モノクロ：1枚 10円 カラー：1枚 30円 ○FAX送受信サービス 【料金設定】FAX：送信 20円 受信 10円 ○ゴミ回収サービス 【料金設定】10袋あたり 2,000円 ○移動式音響反射板設営サービス 【料金設定】1回あたり 7,920円 ○移動式プロジェクター1台追加増設 【料金設定】1回あたり 1,910円 |
| 広報支援サービス | ○チケット取扱 ○ポスター掲示・チラシ設置 ○イベント情報掲載 ○利用者活動掲示板による活動情報掲示（主に文化・芸術・スポーツ活動による利用者） |

| | |
|----------------|---|
| 環 境 整 備 | <ul style="list-style-type: none"> ○インターネット検索用及びプリントアウト対応パソコン設置（事務室内） 観光情報等の検索や、利用者の急なデータ修正及びプリント対応に対応 ※プリントアウト代はコピー代として徴収。 ○ハンドドライヤー設置（一部）※感染症対策のため利用停止中 ○手指消毒液設置（各入口）　○温水洗浄便座設置　○トイレ擬音装置設置 ○館内全てのトイレにトイレシートクリーナーを設置 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ○セミナールーム1、7の天井にプロジェクター（有料備品）を常設し、映像投影の準備をスムーズ化 |

【新たに実施するサービス（予定）】

（2）ウ（イ）「令和4年度新たに実施する主なサービス（予定）」記載のとおり（11頁）

イ 接遇向上

様々なサービスの提供や施設整備を行っても、職員等の対応の良し悪しによっては倉吉未来中心そのものの印象が変わります。利用者が気持ちよく利用していただくためには、職員のみならず常駐する委託業者（清掃員、警備員等）も含めた対応が大切です。そのためには、職員等の接遇意職・接遇能力の向上は不可欠であるため、外部接遇研修への参加やOJTを行い、サービスの向上図ります。

また、職員等の接遇に対する利用者からのご意見には速やかに対処し、常に笑顔と明るい声での応対を心がけ、利用者のご要望に対し、様々なご提案ができるよう、職員の意識改革を行います。

ウ レストラン、ショップ等の運営

レストラン、売店、喫茶の運営については、県内産商品の販売と県内産食材の活用を促し、来館者の利便を図るため、引き続き運営します。

また、喫茶の運営委託は、引き続き障がい者就労施設へ委託します。

（2）施設の利用促進、利用率向上及び利用料収入の増加に向けた取組

20年間にわたる管理運営を通して利用者よりいただいたご意見・ご要望は貴重な財産と考えます。それらを最大限に活用し、何度も利用したいと感じる魅力ある施設づくりに努め、利用料収入の増加へ繋げます。

行動指針

お客様のニーズに合ったサービスを提供し、より高い満足度が得られるよう努めます。
～お客様より頂いたご意見・ご要望に対し、課題の解決へ～

ア 営業活動・顧客開拓

（ア）マスコミ・プロモーターへの営業

県内マスコミとのネットワーク形成や、県外大手プロモーターへの営業活動を年数回行い、中部地域で実施の少ない有名アーティスト公演のホール利用を促進します。

（イ）他団体との連携

施設利用状況の把握・分析を行いつつ、県・市町村等の行政機関や鳥取中部観光推進機構等への働きかけや情報交換により連携を強化するとともに、積極的に営業活動をして利用促進を図ります。

イ 施設の利用促進

(ア) ホームページ・ソーシャルメディア、鳥取県文化振興財団情報紙「アルテ」の活用

ホームページには、施設の詳細情報や空き状況の公開、図面データ、よくある利用パターンの利用料金例、よくあるご質問などのページを設け、基本情報を手軽に入手できるようにします。

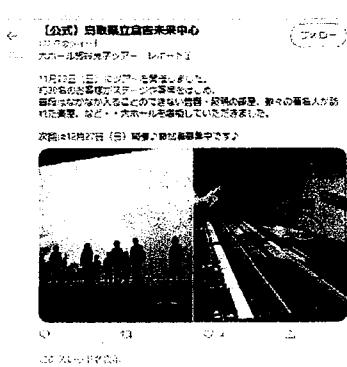
また、スマートフォンなどのタブレット対応もしております、利便性を一層向上していきます。

加えて、倉吉未来中心公式ソーシャルメディア（Facebook、Instagram、Twitter、Youtube）や「アルテ」を活用し、施設の魅力発信や、設備更新のお知らせ等を随時行います。

【公式 Instagram】



【公式 Twitter】



(イ) ホール利用者への案内

文化芸術事業のためにホールを利用されている利用者には、利用月の13ヶ月前には抽選申込制度のご案内をして、ホールの継続利用を図ります。

予約のキャンセルが発生した場合は、ホームページ、SNSを活用して空き状況を随時発信します。

(ウ) 施設の特性を活かした公演などの提示

倉吉未来中心の館事業「未来つながるプロジェクト」で行う“まちづくり”や“ひとづくり”的取組を通じて、倉吉未来中心に人を呼び込んで施設をPRするとともに、施設の特性を活かした公演や展示を提示することで、施設の利用促進に繋げます。

ウ 利用率向上及び利用料収入の増加に向けた取組

利用者がより高い満足度が得られるサービスを提供することにより、継続利用へと繋げ利用料収入の増加を図ります。

なお、利用率・利用者数の見込は、別紙のとおりであり、利用料金の収入見込は、収支計画書（様式3関係）に記載のとおりです。

(ア) 継続して実施する主なサービス

| | |
|------|---|
| 予約申込 | ○優先予約による受付 |
| | ・文化芸術的事業のためにホールを利用する場合は、通常より早期に抽選による受付 |
| | ・公益性のある全国大会、地方ブロック単位の大会、文化芸術的催事で山陰地区大会以上の催しを伴う鳥取県大会 |
| | ○ホール予約受付期間終了後、文化活動目的の楽屋のみ利用の受付 |
| | ○施設利用状況（空き状況）のネットによる公開 |
| | ○利用変更手続きのスマート化 |
| | ○利用辞退に伴うキャンセル料の負担軽減 |
| | ○セミナールーム等の営利目的利用申込受付期間を1年前に拡大 |
| | ○小ホール平土間利用の申込受付期間改正 |

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者登録サービスの開始 ○利用者向けの新たな有料サービスの開始及び備品料金の改正 ○新たな施設利用備品の増設 ○団体事務局サロン施設利用料を共益費（光熱水費・清掃代）込の料金設定へ改正 |
| 割引プラン | <ul style="list-style-type: none"> ○大ホール1階席のみ利用割引 ○大ホール4月・5月平日割引 大ホールを4月・5月の金曜日を除く平日に利用する場合 ○大ホール直前割引（これまでの大ホール舞台のみ練習割引の名称変更） 大ホールを利用日の2か月前を経過後に文化芸術活動目的で練習利用する場合 |

(イ) 令和4年度新たに実施する主なサービス（予定）

○利用申込受付時のオンライン申込

「新とっとり施設予約サービス」による施設のインターネット予約及びクレジットカード決済を活用し、施設利用者の利便性向上を図ります。なお、インターネット予約の積極的な利用促進と、非対面による感染症対策推進のため、窓口及び電話による施設予約受付時間を短縮します。インターネット予約による予約受付体制の効率化により空いた時間を活用し、施設利用に関する打合せ及び相談体制の強化を図ります。

【受付時間】インターネット予約：24時間対応
電話・窓口予約：9時～18時

○ホールの舞台芸術利用優先受付期間の拡大

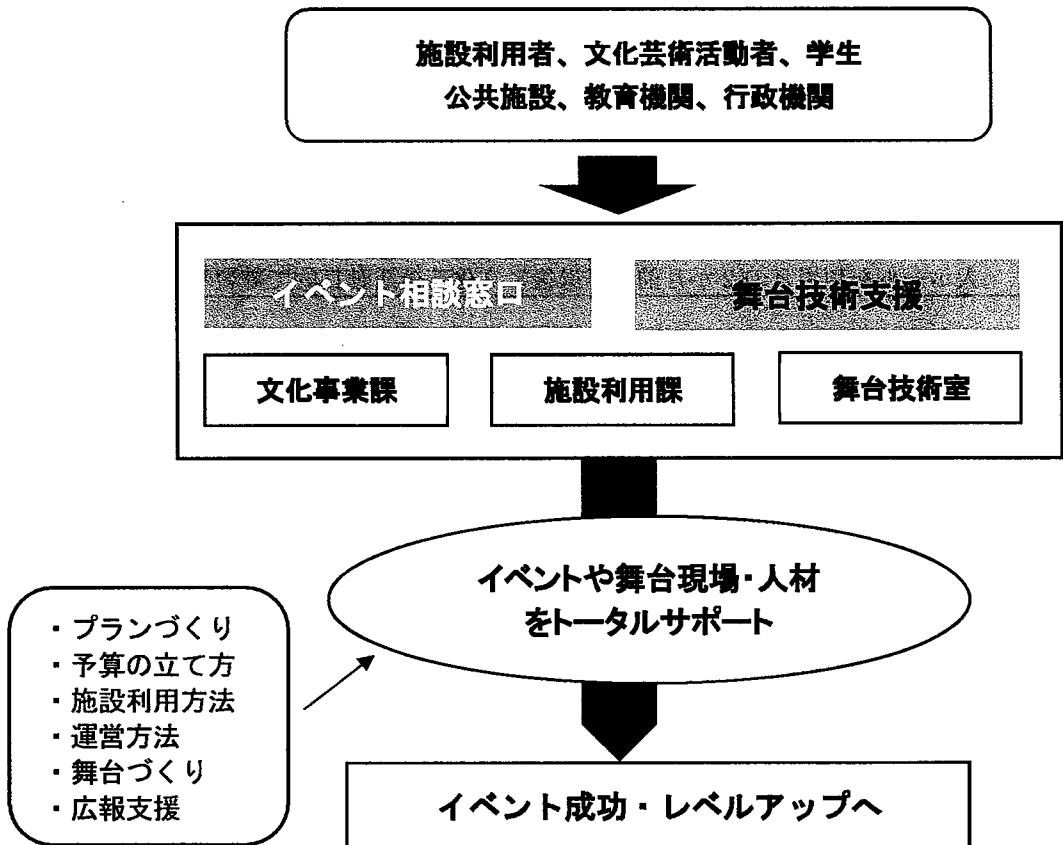
ホールの特性を最大限に生かし、かつ日時及び施設等について早期確定が必要な国際的水準の舞台芸術公演については、一般受付（12ヶ月前）やホールの文化芸術事業利用の抽選申込（13ヶ月前）より優先的に受付します。

(3) 文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等に対する助言、支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組

当財団では、職員のアートマネジメント力の向上と意識改革を目的にアートマネジメントの研修を継続的に行ってています。また、（公社）全国公立文化施設協会や（一財）地域創造等が主催する各種研修会にも積極的に参加し、専門知識の習得を図っています。研修会に参加することによりスキルも上がり、県外の公共文化施設職員との交流を通じて、人材のネットワークも広がってきました。

このような研修や事業実施による実践的育成（OJT）の結果、優秀な人材が育ってきました。
その成果を踏まえて、アートマネジメントや舞台技術のノウハウを中部地域の文化芸術団体や個人の文化活動者に対し、助言と支援、研鑽に資する取組は次のとおりです。

ア 支援体制



令和元年度より新たにイベント相談窓口の案内チラシを作成し、利用者等への周知と積極的な働きかけを行っています。



イ 文化芸術に関する専門知識を有する職員による取組

(ア) イベント相談窓口の設置

気軽に企画制作の支援（相談、助言、指導等）ができる窓口を開設し、地域の個人や団体等が行う催事等の企画立案・広報・運営に関する相談などに応じて、円滑な事業の実施を支援（無償）します。

(イ) 文化芸術活動者に対する支援

倉吉未来中心の館事業や財団の主催事業には、モチベーションの高い方が多く参加されます。この人材を将来鳥取県や中部地域の財産として育成し、県内の活動の場を広げていくため、職員が今まで培ってきたアートマネジメントのノウハウと専門技術を地域社会に還元し、支援を行います。

■実践的育成による企画制作支援（助言、指導等）

財団主催事業（育成・創造事業）や鳥取県総合芸術文化祭（とりアート）に参加する県民の皆様とともに事業を推進する過程において、アートマネジメントの概念や手法を伝播させ、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。

また、第14回全国障がい者芸術・文化祭の成果を踏まえ、障がい者と健常者との共生を目的とした事業を充実するとともに、その政策立案ができる人材育成にウェイトを置いた事業展開を目指します。

■アートマネジメントの向上に役立つ情報の提供

舞台芸術作品の制作には、企画立案・運営・経営（予算管理・経理事務）、舞台技術に関する専門的業務の向上が不可欠です。助成金情報、企画立案、広報、契約、経理事務、リスクマネジメント、障がい者との舞台制作、活動者・団体などの情報（図書、資料等）を適宜提供します。

ウ 舞台技術に関する専門知識を有する職員による取組

蓄積した舞台技術経験やノウハウを県内の文化芸術活動発展のため、文化芸術団体やアマチュア活動者、施設利用者等はもとより、行政機関や文化施設などを対象に、技術資料の提供やアドバイス・助言を行います。また、学校や教育機関とも連携しながら、技能や知識習得の機会を設け、将来に繋がる人材の育成を図ります。

（ア）相談窓口の設置

舞台づくりに関する疑問や不明な点について、いつでも相談ができる窓口を運営事務所内に開設しており、施設利用時の技術的内容や地域の個人、団体等が行う催事の舞台づくりを経験豊富な舞台技術職員が支援します。

（イ）利用者への積極的なサポート

施設のご利用に際しては、安全、安心は基より、円滑に催事を開催していただけるように、施設の設備・機構を熟知した舞台技術職員が、プランづくり、助言、指導等積極的なサポートを行います。

（ウ）文化芸術活動者に対する支援

地域の文化芸術団体・アマチュア団体・公共団体等が会館以外（県内各地）で、文化芸術公演や発表会を開催される場合には、日程調整の上、舞台技術（照明・音響など）・演出等に関する助言・指導等の技術支援を行います。

（エ）県内文化施設及び教育、行政機関に対する支援

県内文化施設及び行政機関に対して、施設の建替え、設備改修、更新等の計画・立案をする際に、舞台設備や専門機器の技術動向や運用・維持管理に関する情報の提供及び助言、提案等を行うことで、県内文化施設の運用・維持管理に有効な技術支援を行います。

エ その他の取組

（ア）アートマネジメント関連図書の提供

広く県民の皆様に、アートマネジメント能力の向上とレベルアップに役立てていただくとともに、県内文化の振興の一翼を担う文化施設職員のマネジメント能力向上のため、倉吉未来中心が保有するアートマネジメント関連図書の利用を促進します。

■対象者

県民

県内文化施設職員及び文化振興財団職員

■図書の種類

- ・アートマネジメントに関する図書

- ・舞台芸術ジャンル別専門書
- ・舞台技術に関する専門書
- ・その他文化芸術に関する図書

【ジャンル別図書内容（一例）】

- 法律、文化政策・アートマネジメント、ボランティア、企業メセナ等
- 広報・マーケティング、アウトリーチ、ワークショップ、表現教育等
- 音楽、演劇、古典芸能等
- 舞台技術、その他芸術ジャンル等

(イ) 鳥取県総合芸術文化祭（とりアート）中部地区委員会事務局の運営と推進

当財団では、平成22年度から「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）」中部地区委員会の事務局を担い、「県内の文化芸術活動の裾野拡大」「頂点の伸長」「人材育成」という目的達成に向けて、県民の皆様とともに取り組んでいます。令和3年度においても、事務局運営を行なながら、財団職員が経験年数の少ないアートマネジャーや委員の後見役となり、**アートマネジメントの手法を伝播させて、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。**

また、平成26年度開催の第14回全国障がい者芸術・文化祭の成果を踏まえ、障がい者と健常者との共生を目的とした事業を拡充するとともに、その政策立案ができる人材の育成にウェイトを置いた事業展開を目指します。

(ウ) 広報活動

従来からのチラシ、ポスターやメディア広告に加え、ソーシャルメディア、WEB、メールなども活用し、効率的で計画性のある広報活動を実施して新規顧客獲得を図り、愛好者の拡大に繋げます。

また、平成28年度からは、財団主催公演のチラシやポスターを貼っていただく協賛店舗、企業を募る「鳥取県文化振興財団アートステーション」制度を立ち上げるとともに、コンビニ等でチケットが購入できる販売システムを導入する等、広報手段の拡大を講じています。

【活用ソーシャルメディア】

- ・鳥取県文化振興財団公式：Facebook
- ・倉吉未来中心公式：Facebook、Instagram、Twitter、YouTube

(エ) 鑑賞者拡大

チラシや広報誌、ソーシャルメディア等において新しい切り口で事業を紹介します。また、学生を中心とした若年層や、高齢者が文化芸術を通して、社会と地域との繋がりを深めるようなプログラムなどを引き続き構築し、鑑賞者の拡大を行います。

また、中部地域においては、繋がりの弱い県西部地域や岡山県北部地域等と財団のネットワークを強化することで、独自の販売促進経路の構築を図り、鑑賞者の拡大に力を入れています。

加えて、今後も継続的に、文化芸術に興味のあるお客様の潜在的な鑑賞者を掘り起こすため、販売促進活動に取り組みます。

(オ) ユニバーサルサービス導入による愛好者のすそ野拡大

障がい者だけではなく、高齢者や小さなお子さま連れの鑑賞等に対して、公演を快適に楽しんでもらるために必要なサービスを導入し、愛好者のすそ野拡大に繋げます。

[車イスの無料貸出、車イスの方や体の不自由な方の座席までのアンド、託児サービス、チャイルドシート貸出など]

(カ) 支援者制度の確立

これまでの友の会制度を見直し、重層化による自主財源の確保や満足度向上に向けた取組を行うことで、より強固な財団の支援組織へと発展させます。

さらに、新たに企業からの協賛を募る「パートナー企業制度」を設立し、安定的な経営とするための財源の確保、支援者の拡充、寄附文化の醸成を図ります。

また、施設運営の一翼を担うホールメーカー・ボランティア制度も引き続き推進し、各人の生き甲斐ややりがいの向上につなげます。

a 友の会会員

友の会会員制度により、各種の事業を通して鳥取県の文化芸術の発展、次世代の育成等にご支援いただくことで財団と共に歩むパートナー、支援者層の拡大を図ります。併せて、従前の友の会制度を重層化して、幅広い支援のあり方を提供するとともに、新たな自主財源の獲得に繋げます。

さらには、会員の満足度を上げる取組を通じて、会員の皆様と当財団との繋がりを深め、会員数増を図ります。また、若年層が気軽に舞台芸術を楽しむためのきっかけ作りとして財団主催事業の情報提供を行うとともに、参加を促すことで将来の文化芸術愛好者・実践者へ繋げます。

| 区分 | ロイヤル会員 | クローバー会員 | ジュニア会員（小学生対象） |
|-----|--|--|---|
| 内容 | 財団事業及び地域文化振興の理解者となるステータス会員として、先行販売、公演招待のほかにアーティストとの交流等の特典を設定。会員との関係性を深めて、財団を支えるパートナーへと繋げる。 | より気軽に入会しやすい安価の階層で、チケットの先行販売やレストラン等協力店での割引サービスなどの特典を設定。年間を通じた幅広い層の継続的な鑑賞者・支援者へと繋げる。 | 小学生を対象とし、公演の招待などを通じて気軽に劇場に足を運んでもらう環境を作ることで、文化芸術に興味を持つてもらい、将来的な鑑賞者・支援者へと繋げる。 |
| 特典 | <ul style="list-style-type: none">・チケットの最速先行販売（予約）・財団指定公演への特別招待・チケット購入後のキャンセルサービス・アーティストとの交流企画・レストラン等協力店での優待・催し物案内の送付（毎月） | <ul style="list-style-type: none">・チケットの先行販売・予約・レストラン等協力店での優待・催し物案内の送付（毎月） | <ul style="list-style-type: none">・ダイレクトメールの送付（年4回）・スタンプラリーによる公演招待 |
| 会費 | 12,000円 | 1,500円 (情報誌等の送付なしの場合 1,000円) | 無料 |
| 期間 | 1年間 (入会月～翌年の入会月月末) | 1年間 (入会月～翌年の入会月月末) | 小学校卒業月末日まで |
| 会員数 | 70名 | 716名 | 3名 |

※会員数は、令和4年2月10日現在

b パートナー企業制度

文化芸術による地域の発展に向けて、県内関係団体・企業等の法人と協働し、鳥取県の文化芸術の振興を図るとともに、未来を担う人材への支援や文化芸術が内包する力を活用し、地域の活性化や地域課題の解決等の社会貢献を通じて、心豊かで活力のある地域の持続的発展へと繋げます。

また、メセナ活動を実践しようとする県内の関係団体・企業等の法人と共に「パートナーシップ」の理念に基づき、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の視点を反映した文化芸術振興事業を協働して実践することにより、地域への社会貢献を果たしていくものとします。

加えて、独自財源確保と寄附文化の醸成を目指し、共に歩むパートナーの獲得を図ります。

| 区分 | スペシャルパートナー協賛 | パートナー協賛 |
|-----|---|--|
| 口 数 | 5 口 (500,000 円) 以上 | 1 口 (100,000 円) ~ 4 口 (400,000 円) |
| 特 典 | <ul style="list-style-type: none"> ・御芳名の掲載（特別パネル、財団広報媒体） ・チケットの優先確保（財団が指定する主催公演） ・文化芸術情報の提供 ・招待券の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・御芳名の掲載（特別パネル、財団広報媒体） ・チケットの優先確保（財団が指定する主催公演） ・文化芸術情報の提供 |
| 協賛数 | 5 社 30 口 | 13 社 13 口 |
| 期 間 | 1 年間（申込月～翌年同月末／申込は随時受付） | 1 年間（申込月～翌年同月末／申込は随時受付） |

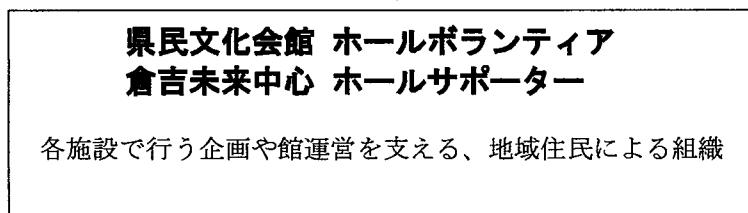
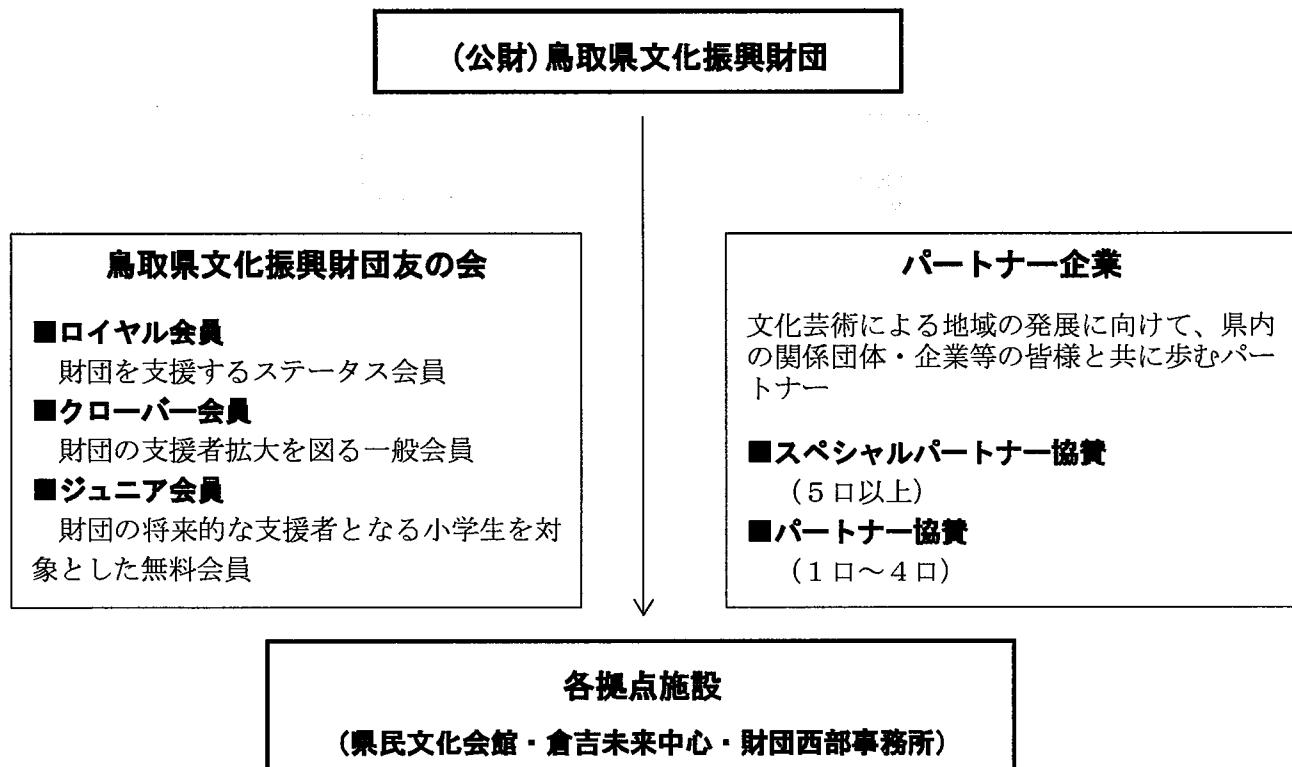
※協賛数は、令和 4 年 2 月 10 日現在

C ホールソーター

地域の交流・活性化の拠点として、各人の持てる知識や技能を施設運営に活かすことで、生き甲斐づくりや新たなコミュニティの創出に繋げ、地域と共に歩む施設づくりを目指します。

パートナー（支援者）制度の設立

鳥取県文化振興財団支援関係図



(4) 施設において行う鑑賞公演に係る考え方（選定方針、偏りのないジャンル構成、これまでの実績を踏まえた今後に向けての改善策や新たな取組等）

ア 基本的な考え方

当財団では、中部地域の文化振興の拠点として、人と人との交流を促進して地域の活性化を図るために、倉吉未来中心において年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に、そしてより深く文化に親しめる事業や、文化活動者がより主体的に参加できる事業を推進すべく、倉吉未来中心に文化芸術事業担当スタッフを配置し、継続して実施します。

倉吉未来中心で行う鑑賞事業については、中部地域における考え方及びポイントに基づき、**県民に優れた舞台芸術作品を鑑賞する機会を提供**するため、引き続き財団主催及びマスコミ等との共催による鑑賞事業を開催します。開催にあたっては、倉吉未来中心を20年間管理運営して培った地域や人とのネットワークを活かし、より多くの方々が文化芸術に触れ、親しみ、参加できるように推進します。

イ 鑑賞事業

〈中部地域における考え方〉

- 基幹ホールの優れた機能とこれまで培ってきた財団の専門的ネットワーク及び技術のもと、高質な舞台芸術公演を実施し、地域住民に大きな感動を届けます。
- 中部地区における文化芸術振興拠点として、地域性や地域住民、周辺地域（1市4町）のニーズを踏まえながら、中部地域の活性化や交流促進につながる公演を実施します。

（ア）財団主催鑑賞型事業

県民が良質の舞台芸術に触れ、感動し、豊かな心を育むことを目的に財団主催の鑑賞事業を実施します。国内外の質の高い舞台公演の提供や、市町村との連携によりその地元施設での演奏会の実施など、県民を魅了する良質な舞台作品の鑑賞機会を提供します。

（イ）財団主催プロデュース公演

鳥取県の特色ある地域文化を基に、国内外で活躍するプロフェッショナルのサポートを受け、地元活動者と協働した財団オリジナルの舞台公演を上演します。

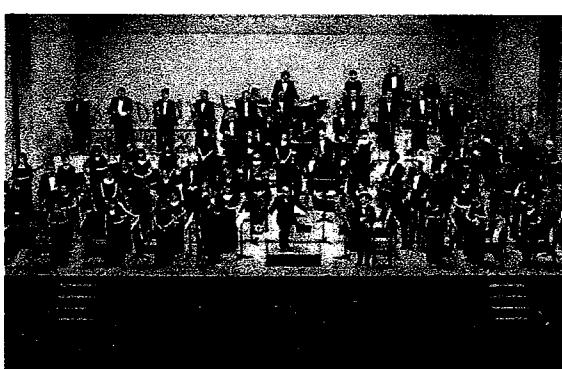
（ウ）特別共催事業

○マスコミ特別共催

公共性の強い民間機関（報道機関）が実施する優れた鑑賞事業に対し、当財団が共催することで、県民の鑑賞機会を増やすことを目的とします。

○一般特別共催

一般団体（芸術団体・文化芸術関連NPO団体など）が実施する優れた鑑賞公演に対し、当財団が共催することで、県民の鑑賞機会を増やすことを目的とします。



財団主催鑑賞型事業
「広上淳一×京都市交響楽団 倉吉スペシャル演奏会」



財団主催プロデュース公演
「とっとりエンバーオーケストラ 弦楽アンサンブルコンサート」

(5) 地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等（周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した文化芸術事業をはじめとする様々な取組、鳥取県立美術館の建設を見えた地域と連携した取組等）

ア 地域連携の考え方

当財団は、倉吉未来中心を鳥取県中部における地域創生の中心拠点として、第3期指定管理期間より「地域との連携・協働」に力を注ぎ、地域活性化事業（楽演祭プロジェクト）に取り組んできました。

引き続き、第4期も「地域との連携・協働」に重点を置き、持続的且つ発展的に取り組みますが、これを今一度整理・見直して、コンセプトを明確にしました。

地域のこれから活力ある“まちづくり”、心豊かな“ひとづくり”を目標に、『未来つながるプロジェクト』と題して、地域に根ざした取組を推し進めます。

■地域に暮らす全ての人が日々充実して活力ある生活を送る、活気溢れる“まちづくり”

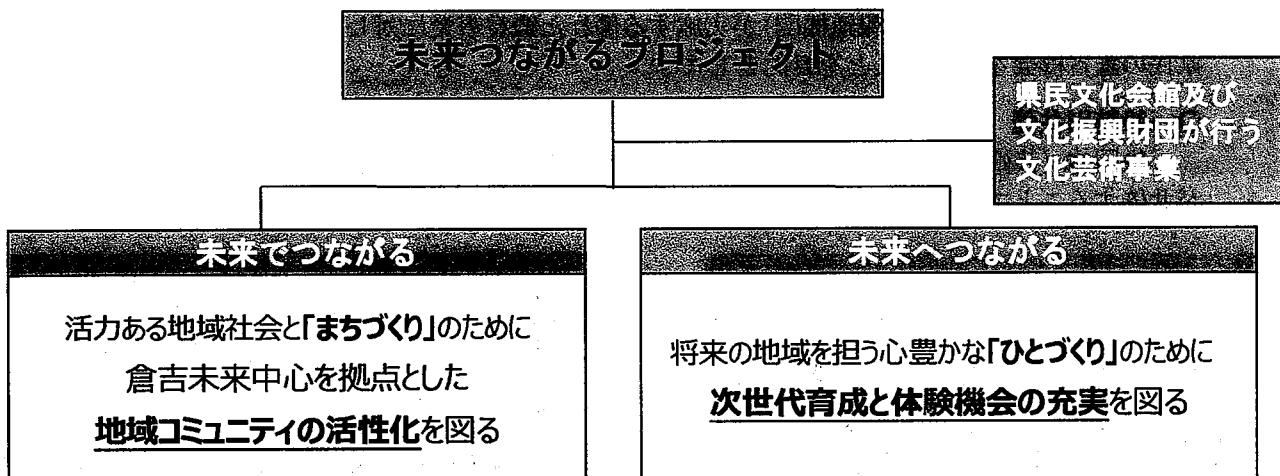
文化芸術を通じて、性別、年齢、障がい、国籍、経済状況等を問わず全ての人が生き生きと暮らせる地域社会の醸成、地域や世代を超えた交流の促進、休日を中部地域で楽しめる場所づくりや生き甲斐の創出など、施設を中心とした地域コミュニティの活性化を図ります。

■地域の子どもたちが心豊かに明るく、前向きに生きることを目指す“ひとづくり”

多方面からの協力の下、文化芸術を通じて地域の将来を担う子どもたちの豊かで前向きな心を育むとともに、地域に暮らす全ての子どもたちが等しく文化芸術に触れるこことのできる機会の充実を図ります。

イ 『未来つながるプロジェクト』のテーマ

『未来つながるプロジェクト』では、私たちの考える“まちづくり”と“ひとづくり”を実現するため、「未来でつながる、未来へつながる」をテーマに、施設の持つ特性と私たちの専門性を活かした文化芸術事業の実施や、地域の様々な活動者・団体・機関、さらには「ARTS FOR EVERYONE “アートでつながる 心うるおう 未来のために～『とっとり ひと・まち元気！ライブ・アート・プロジェクト』～」をコンセプトとした県民文化会館及び文化振興財団が行う事業との連携を図りながら、より地域に根ざした取組を開拓し、地域活性化を目指します。



ウ プロジェクトを推進するための5つの指針

①日常の生活に文化芸術を

- 年齢・性別・環境を問わず、文化芸術を気軽に楽しむことの出来る機会の提供・環境整備に取り組みます。
- 多様で質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

②地域の将来を担う子どもたちのために

- 豊かな人間形成の基盤となる子どもたちへの文化芸術体験を充実させます。
- 子どもたちが文化芸術に親しむ環境づくりを、多方面からの協力を得ながら行います。

③地域交流の促進、賑わい創出

- 複合施設の利点を活かし、誰もが気軽に集える「まちの広場」を目指します。
- 文化・観光施設や異業種と連携することで、共に相乗効果を得ながら賑わいの創出に取り組みます。

④地域資源の活用、地域文化の保護と伝承への支援

- 地域の伝統や芸術、生活に根付いた身近な文化に目を向け、郷土の素晴らしさを発信します。
- 舞台技術等専門職員としてのスキルを活かし、地域文化を守り伝える取組を支援します。

⑤地域の多様で自主的な活動を支援

- 地域住民の文化芸術活動を応援し、生き甲斐づくり・仲間づくりを支えます。
- 文化芸術の専門職員として培ってきたノウハウを提供し、活動のレベルやスキルアップを支援します。

エ 令和4年度の具体的な取組とその内容

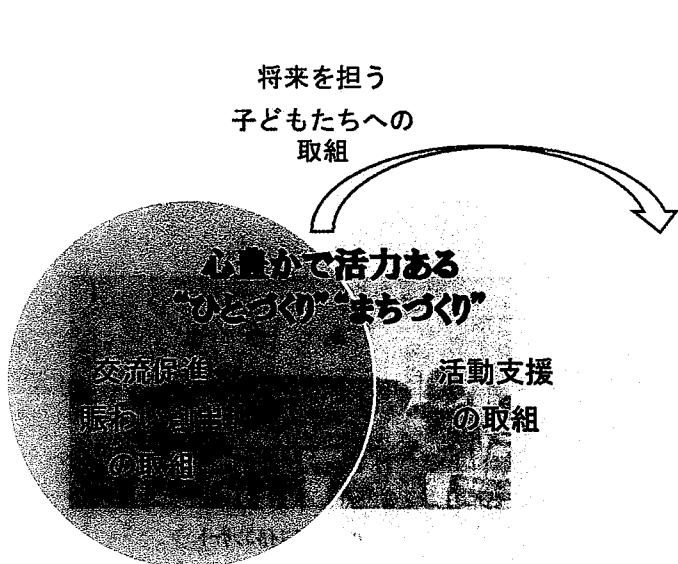
“ひと”の心に強く働きかけ、うるおいをもたらすものが文化芸術だと考えます。文化芸術に触れることで元気になる、前向きな気持ちになる、明日への活力が湧くなど、引き続きこのプロジェクトがそんなきっかけとなることを目指して実施します。

令和4年度は、令和3年度に整理した「プロジェクトで取り組む3つの重点ポイント」、及び文化振興財団が掲げた「新たな事業コンセプト」、「体系化された事業展開」に基づき、プロジェクトの内容をより明確化させます。そして、子どもから大人まで心豊かで活力ある“ひと”が増えることで“まち”が活性化するよう、文化芸術、特に実演芸術が持つ力を以て、引き続きアーティストや地域の文化活動者、中部地区1市4町、様々な団体や機関とともにプロジェクトを展開します。

【プロジェクトの基礎となる考え方】

①プロジェクトで取り組む3つの重点ポイント

「将来を担う子どもたちへの取組」「交流促進・賑わい創出の取組」「活動支援の取組」



《プロジェクトの将来展望》

－子ども達に豊かな感性と創造性を－

環境を問わず、全ての子ども達が文化芸術に触れるこことできる機会をつくり、地域の子どもたちが豊かな感性と創造性を持ち、地域をより発展に導く人材へと育成します。

－人口流出減対策の一助に－

“まち”に活気がなければ地域外への人口流出につながります。文化芸術を通じたまちづくりにより地域を愛し、魅力に感じる、あるいは活動の場ができることで人口流出減につなげます。

②文化振興財団の新事業コンセプト

ARTS FOR EVERYONE ~アートでつながる 心うるおう 未来のために~
「とっとり ひと・まち元気！ライブ・アート・プロジェクト」

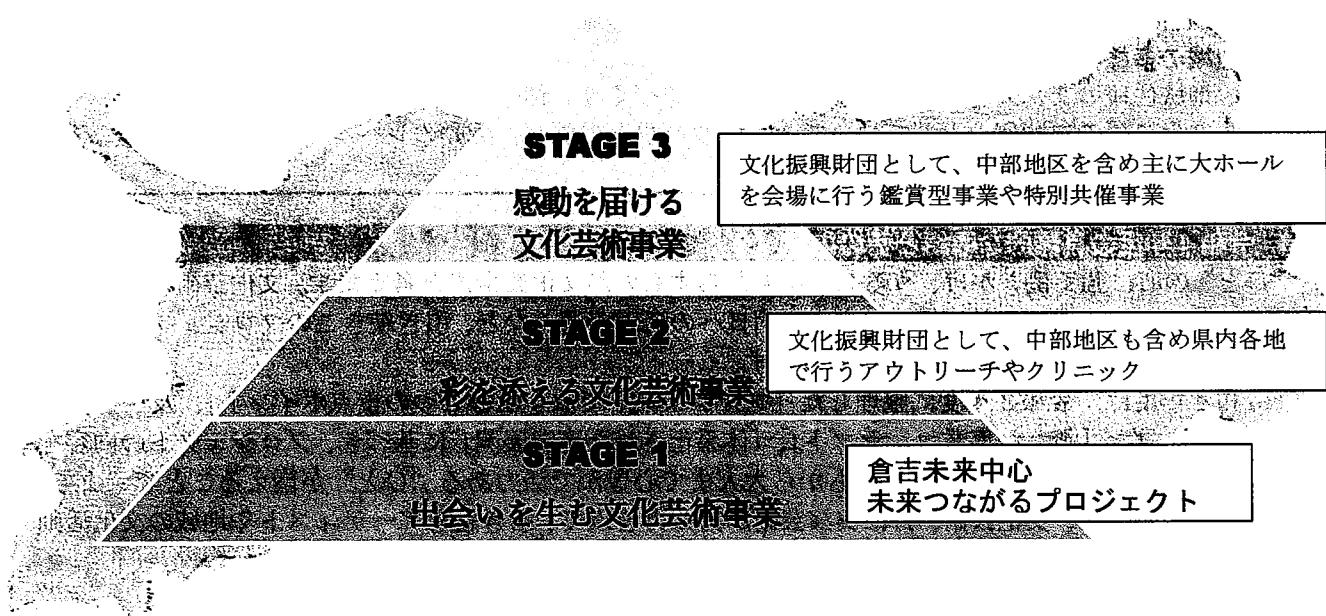
鳥取という地域全体をステージと捉え、生の実演芸術とアウトリーチを基軸として、日々の生活に感動や彩り、出会いをもたらす事業を実施します。

③文化振興財団が行う事業の体系化

事業の目的と目標を明確化させ、より効果的なものにするために、事業を体系化しました。

このうち、「未来つながるプロジェクト」は体系化の STAGE 1 に位置付け、STAGE 2・3 へとつながるよう、誰もが鑑賞・体験できる機会の創出に注力してまいります。

※事業の体系化の詳細は、2～4ページを参照。



(ア) 将来を担う子どもたちへの取組ー“みる”“きく”“ふれる”で未来を担う子どもたちの感性を育むー

- 年齢を問わず文化芸術の持つ力を等しく享受できる企画を実施します。特に、豊かな感性と創造性を育む基礎となる乳幼児期の文化芸術体験を充実させ、心豊かな人づくりを目指します。
- 中部地域において様々な事情でホールと距離がある子どもたちが文化芸術に触れることのできる企画を実施します。
- 文化振興財団として培ってきた専門性やアーティスト・活動者とのつながりを活かし、上質な企画を実施します。

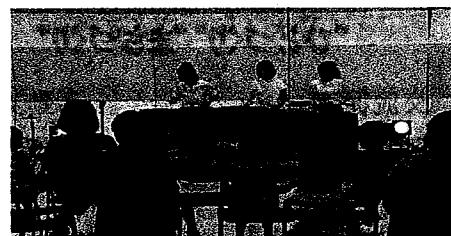
【具体的な企画】

■ハッピースマイルコンサート（インリーチ・アウトリーチ）

倉吉未来中心プロデュースによる、乳幼児から鑑賞・参加可能なコンサートや実演芸術体験ワークショップをインリーチ・アウトリーチの両面で開催し、子どもたちの文化芸術体験の充実を図ります。

【インリーチ】

開放的なアトリウムや音響に優れた小ホールなど、倉吉未来中心の施設の特色を活かした会場設定とします。



ハッピースマイルコンサート

【アウトリーチ】

機会の均等化を目的に、中部地区内4町のホールや
コミュニティ施設、福祉施設等を会場に開催します。



コミュニティ施設へのアウトリーチ

(イ) 交流促進・賑わい創出の取組 一笑顔が生まれるまちの広場にー

- 地域の活性化・交流拠点として、年間を通じて施設が賑わい、人々が集う企画を実施します。
- 音響特性に優れた大ホール、多様な利用形態の小ホール、開放的なアトリウムなどの施設の特色を活かした企画を実施します。
- 次代を担う活動者の発表機会やレベルアップにつながる企画を実施します。
- 実演芸術の上演を通じて感動や心の潤いをもたらす場としてのホールの魅力や、そこで働く職員の仕事に触れられる企画を実施します。
- 国内外のプロアーティストによる舞台公演から地域活動者によるパフォーマンスまで、地域に居ながらにして多様な文化芸術に触れることが出来る企画を実施します。

【具体的な企画】

■みらい楽演祭

開放的なアトリウムでのミニコンサートや、
優れた特性を持つ小ホールでのコンサートなど、
施設の特徴を活かしながら、年齢を問わず気軽に
実演芸術に触れられる機会の創出を図ります。



みらい楽演祭 サマーパーリックコンサート

■施設体験ツアー「ホールたんけんツアー」

普段は見ることの出来ないホールの裏側の見学や、
舞台機器の操作体験などを通じて、ホールの魅力や
そこで働く職員の仕事を体験します。



ホールたんけんツアー

■文化振興財団主催事業・特別共催（マスコミ・一般）事業

県民を魅了する、国内外の優れた実演芸術の鑑賞機会を提供します。

（ウ）活動支援の取組 ー地域の“やりたい！”をサポートー

- 舞台技術の専門職員として培ってきた知識や経験を地域に還元し、地域で実演芸術に携わる人々の意識向上やレベルアップへとつなげます。

【具体的な企画】

■舞台技術ワークショップ

「舞台」「音響」「照明」などの舞台技術に関する基礎知識の習得を目的とする講座やワークショップを行い、地域の実演芸術を支える人材の育成を目指します。



舞台技術ワークショップ

キ 外部資金の活用

未来つながるプロジェクト及び中部地区で行う文化振興財団主催事業を展開していく上で安定的な財源の確保は必要であるため、地元企業などからの外部資金を獲得してまいります。

- パートナー企業制度協賛
- 企業などとのタイアップ
- 公的資金（助成金・補助金等）の獲得

ク 倉吉パークスクエア内各施設との連携

倉吉パークスクエアは、「人・もの・情報」の行き交う地域交流ゾーンとして設置され、倉吉未来を中心、鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センターの県立3施設と、倉吉市の管理する倉吉交流プラザ（倉吉市立図書館）、倉吉市営温水プール、食彩館が一体となって複合施設を形成しています。

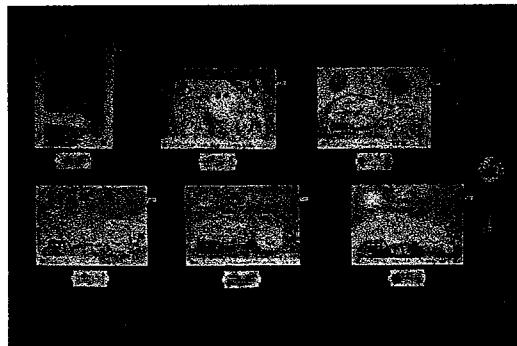
それぞれの施設の管理運営主体は異なるものの、利用者や来館者にとってすべての施設が“倉吉パークスクエア”であり、各施設の情報や状況が共有されてこそ、そこを訪れる人たちが快適で安全に利用することができるものと認識しています。

これら施設を運営する上で重要な、①来館者へのサービス、②施設設備の維持管理、③省エネルギーへの取組、④事故・事件の防止や緊急時の対応、⑤各施設の催物等の状況について、情報を共有し、運営を推進する中でさまざまな連携を図っています。

今後も倉吉パークスクエア内各施設との連携を図り、施設が一体となった管理運営を行なって、中部地域の活性化と、より快適で安全な利用者・来館者へのサービスの提供を図ります。

【倉吉パークスクエア内各施設と連携して行う取組】

| | |
|------------------------------|---|
| 「倉吉パークスクエア連携企画」の実施（事業の共催、連携） | 合同での事業実施やそれぞれの特色を活かして事業連携を図り、パークスクエアの賑わいを創出します。 |
| 「倉吉パークスクエア会議」の開催 | 公立4施設の施設長と市営温水プール、食彩館の代表者による連絡会議を毎月開催し、情報や状況などの共有を図ります。 |
| 防災訓練の実施 | 火災や地震の際の避難誘導等に備えるための訓練を年2回合同で開催します。 |
| 普通救命講習会の開催 | 人工呼吸や自動体外式除細動器（AED）の取扱等を習得する救命講習会を年1回開催します。 |
| 研修の開催 | 各施設の人権研修や安全衛生研修に相互参加し、職員の育成を図ります。 |
| 広報協力 | 各施設の広報物、印刷物を協力し合って設置・配布します。 |
| 美化活動 | パークスクエア各施設の参加による敷地内及び周辺歩道のごみ拾いを年2回実施します。 |
| 除雪の実施 | 降雪時、出入口等の除雪をします。 |



【「みんなの未来中心！ぬりえ展覧会」よりん彩賞、なしこ館賞、美術館整備局賞】

ヶ 鳥取県立美術館の建設を見据えた地域と連携した取組

鳥取県立美術館が、令和6年度中に隣接地に建設されることから、倉吉未来中心と美術館との連携は、地域の活性化や交流促進にとって不可欠であると考えています。そのためには、それぞれの施設の役割を十分認識し、それぞれの特徴を生かしながら地域が活性化するための取組を実践します。

○周辺施設等との連携により活性化して、人や情報の流れをつくり、地域を繋ぎます。

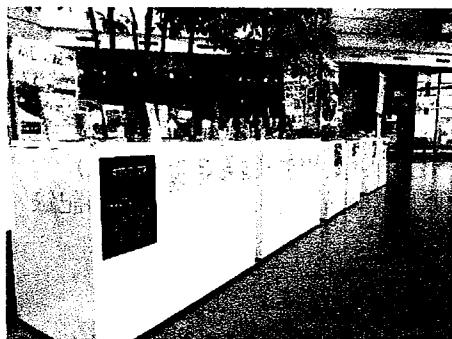
【具体例】

- ・「フィギュアのまち倉吉」が取り組む「まちなかミュージアム」の展示場所の一つとして、アトリウム内にフィギュアを展示していますが、倉吉市の中心市街地と美術館を結ぶ導線となり、活発な人の周遊を生み出す環境整備を促進します。

○令和2年4月に倉吉未来中心2階に開所した鳥取県教育委員会美術館整備局や「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」との取組や連携を図ります。

【具体例】

- ・美術館のプレ事業において、共同開催や広報協力などの連携を図ります。
- ・アトリウムの一角スペースを美術館専用スペースとして、来館者に美術関連の情報を提供します。
- ・倉吉未来中心屋上からの美術館建設地定点観測に協力しています。
- ・倉吉未来中心が実施する事業における美術館整備局との連携による、美術館開館に向けた機運を盛り上げます。



【フィギュアのまち倉吉】



「倉吉未来中心2階 美術館整備局」

(6) より良い管理運営等のための体制づくりに係る考え方（検討組織の設置や自己評価の手法など）

ア 地域懇談会（東部・中部・西部）の開催

従来の利用者懇談会を改組し、文化芸術関係者、市町村行政関係者等から選任した委員の方と、年に2～3回地域懇談会（東部・中部・西部）を開催し、地域の意見を聴いて施設や事業の運営に的確に活かして地域密着型の事業展開とより良い会館運営を目指すとともに、地域と施設をつなぐ支援者の拡大を図ります。

| 区分 | 地域懇談会（東部） | 地域懇談会（中部） | 地域懇談会（西部） |
|------|---|-----------|-----------|
| | 12名 | 11名 | 15名 |
| 委員構成 | 文化芸術関係者、市町村行政関係者、マスコミ関係者、教育団体関係者（小学校PTA等）、福祉団体関係者、観光団体・観光施設関係者、経済団体関係者等からなる10名以上17名以内で構成する。 | | |

| | |
|----------|--|
| 任 期 | 2年（就任から2年以内に終了する事業年度のうち最終年度の3月末日まで） |
| 意見交換等の内容 | <p>次の事項に関する意見・提言</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 財団が実施する文化芸術事業の企画・運営等に関すること (2) 財団が管理する施設・事務所の運営等に関すること (3) 地域の文化芸術の振興を担うための財団の在り方等に関すること (4) その他目的を達成するために必要と認められること |

イ 自己評価手法

自己評価については、目標達成度や実施成果を確認して評価と改善を重ねるため、計画から実施、改善に至るP D C Aサイクルを日常業務の中における適切なタイミングで実施します。

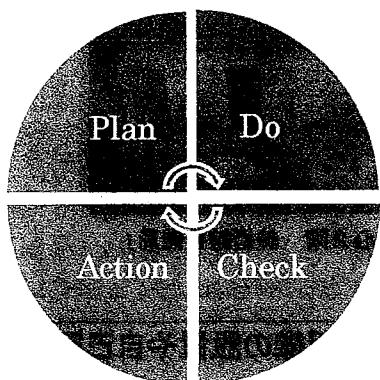
評価内容は、「顧客満足度」「施設利用率」「入場者数」といった定量的評価に加え、「事業満足度」「お客様サービス」「施設維持」「組織運営」「環境改善」といった定性的な評価を行い、より良い施設運営を目指します。

《 P D C A サイクル 》

- | | | |
|---------------|---|---|
| ①計画 (P l a n) | → | <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営、施設利用サービスに係る目標設定 ・環境改善項目、経費節減項目設定 ・地域の課題、ニーズに沿った事業立案（目的設定） |
|---------------|---|---|

- | | | |
|-----------|---|--|
| ②実行 (D o) | → | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿った施設運営、事業実施等 ・利用者、活動者等サポート |
|-----------|---|--|

- | | | |
|-----------------|---|--|
| ③評価 (C h e c k) | → | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート、ご意見箱、メール、電話等 ・事業アンケート ・事業報告書（成果と課題、今後の方針・取組） ・T E A S（鳥取県版環境管理システム）活動記録 |
|-----------------|---|--|



- | | | |
|-------------------|---|---|
| ④改善 (A c t i o n) | → | <ul style="list-style-type: none"> ・お客様、県民、地域のニーズ等の分析 ・改善項目等の策定 |
|-------------------|---|---|

《 各種会議 》

- ・地域懇談会
- ・倉吉未来中心安全衛生委員会
- ・T E A S（鳥取県版環境管理システム）委員会
- ・（公財）鳥取県文化振興財団幹部経営会議
- ・倉吉未来中心施設内会議
- ・倉吉未来中心「未来つながるプロジェクト」チーム会議
- ・倉吉パークスクエア会議

(7) S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) に関する取組

平成27年9月に国連で採択された「S D G s（持続可能な開発目標）」の推進に向けて、17の目標それぞれの視点を反映した、持続可能な管理運営に努めるものとします。

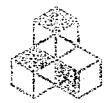
また、S D G s の目標は相互に関連していることから、関係団体と連携・協力し文化芸術の力で「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、平和と公正など、グローバルな諸課題の解決に向けて様々な取組を進めていきます。



【 17 の S D G s アイコン】

〔具体的な取組項目〕

SDGs 17 の目標のうち、次の項目について具体的な取組を検討します。

| 4 貧しい教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 8 繁榮がいも経済成長も | 9 気候と持続可能な開発の基盤をつくろう | 11 欠みがちな資源を活用する | 12 つくる責任つかう責任 | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
|---|---|---|---|--|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |

誰もが実演芸術に触れる機会の提供（子ども向けワークショップ等）

性別に関わらず全ての人が平等に協働し創る実演芸術

アーティストやスタッフが一般に認められる職業として成立立つ社会の実現へ

公演のチラシやチケット、パンフレットなど広報物のデジタル化へ

文化芸術を通した地域の発展

舞台美術や衣装製作など環境に配慮し思いやる社会へ

市町村・文化団体等と連携した事業実施による持続可能な地域の発展

2-2 管理の基準

施設の管理にあたり、現在行っているサービスは常に見直しを図りながら公平・公正な施設運営を行います。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現状どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るために必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をします。運用に当たっては利用の内容や日程などを十分に確認した上で効率的な作業日程の提案を行うとともに、利用者の利便を最優先して対応します。

会館の各入口は8時30分に開錠し、入館できる体制とします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一層の徹底及び施設利用者の安心・安全確保のため、利用時間を閉館時間の30分前の午後9時30分までとします。

また、利用当日の施設貸出し手続きは、申込時間の15分前からとしておりましたが、利用者の利便性向上を図るため、20分前からの受付とします。（時間外利用の場合は除きます。）

(2) 休館日の設定

施設を安全かつ適正に運営していく上で、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。

ア 毎月

第1、3、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）

イ 年末年始

毎年12月29日から翌1月3日まで

ウ 臨時開館

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行いますが、次のような特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

（ア）「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。

（イ）日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

エ 臨時休館

施設・設備の点検・保守・整備等に関連して、利用者の安心・安全確保と施設の効率的な運営のために必要だと判断される次の場合は、利用状況に応じて臨時休館、または開館時間を変更します。

- (ア) 県民の安全確保のために休館する必要があると鳥取県から要請があった場合。
- (イ) 台風・大雪・地震などの気象警報の発令、公共交通機関の運行停止等により、特に休館する必要があると認められる場合。
- (ウ) 会館の施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持修繕等を行う場合。

(3) 利用料金の設定

- ア 利用料金については、利用者の要望や利用料収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。(施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。)
- イ 1時間単位で利用料金を設定しているセミナールーム、アトリウムは、「新とっとり施設予約サービス」によるインターネット予約を開始することに伴い、区分貸に変更します。
区分貸によって、インターバル時間を確実に確保することにより、無駄のない効率的な利用時間の提供と利用後の消毒作業を徹底し、安心して利用できる施設環境を提供します。
- ウ 施設・設備・備品の更新等や利用者の要望を勘案し、必要に応じて新たな料金を設定します。
別冊「施設等利用料金表」のとおり

(4) 利用料金の減免の設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、ホール閑散期の利用促進と県内の文化芸術活動を推進するため、大ホールの割引プランを継続します。

ただし、時間外(22:00～翌日9:00) 利用料及び延長(12:00～13:00、17:00～18:00) 利用料は減免対象としません。

なお、学校減免については、他団体との公平性を期すため、設備利用料徴収について検討します。

ア 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合は、施設利用料を1／2(10円未満切捨て)に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、別冊「施設等利用料金表」別表3-1、3-2で算出した料金の1／2(10円未満切捨て)に減額します。その場合本番日から1ヶ月前までの期間に行う練習等で、1回に限るものとします。

| | |
|---------------|--|
| 文化芸術団体 | <ul style="list-style-type: none"> a 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 b 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 c 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 d 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体 |
| 文化芸術活動 | <ul style="list-style-type: none"> a 営利を目的としないこと (非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする) b 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること c 演奏会、公演、鑑賞会の直前(本番日に連続した日)に行う練習・リハーサル、準備も対象とする |

イ 文化活動に練習室・リハーサル室を利用する場合

利用者の文化活動を支援するため、予約の入っていない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の1月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を1／2(10円未満切捨て)

に減額します。

ウ 障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の（ア）～（ウ）の基準に該当する心身に障がいを有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。

（イ）児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。

（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）

エ 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合には、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から1か月前までの期間に行うもので、1回に限る。）のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。（ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。）

| | |
|-------------|--|
| 対象団体 | <ul style="list-style-type: none">a 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園b 専修学校c 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。）d 保育所e 教育関係団体<ul style="list-style-type: none">○中学校・高等学校文化連盟 ○私立幼稚園協会○書写書道教育研究会 等 |
| 対象行事 | <p>対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の用件をすべて満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none">a 対象団体が主催するものb 対象団体の代表者（校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うものc 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うものd 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものe 鑑賞、視聴を目的とするものでないことf 学生等が文化芸術を目的とする活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの、又は学校（大学を除く。）における文化部活動のうち、文化芸術を目的とするもので次に該当するもの。（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く。） |

| | | |
|--|-----------|---------------------------------------|
| | 芸術 | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 |
| | メディア芸術 | 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 |
| | 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能 |
| | その他の芸能 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 |
| | 生活文化・国民娯楽 | 茶道、華道、書道、囲碁、将棋 |

【減免一覧】

| 減免項目 | 減免対象施設 | 減免額 |
|---|--------------------------|--|
| 県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合 | 大ホール 小ホール | 施設利用料通常料金の 1/2免除 |
| 文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合（利用日の1カ月前を経過してからの予約受付に限る。） | リハーサル室 練習室1・2 | 施設利用料通常料金の 1/2免除 |
| 障がい者、要介護者、難病患者等の社会参加目的で利用する場合 | 障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満のとき | 施設利用料通常料金の 1/2免除 |
| | 障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上のとき | 施設利用料通常料金の 全額免除 |
| | 利用者が特定されない場合 | |
| 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合 | 全ての施設 | 施設利用料及び設備利用料 全額免除 |
| 団体事務局サロンを利用する場合 | 団体事務局サロン | 県の出資金又は補助金が団体予算に占める割合により施設利用料通常料金の 1/3～2/3免除 |

オ ホールを練習や準備のために利用する場合

| 対象施設 | 割引率 |
|--------------|----------------------------|
| 大ホール 小ホール | 施設利用料平日最低料金の 1/2に減額 |

カ 割引プラン

| 割引プラン名 | 割引対象内容 | 割引率 |
|---------------|------------------------|----------------------------------|
| 大ホール1階席のみ利用 | 大ホールを1階席のみ利用 | 施設利用料通常料金の 本番料金を 40%割引 |
| 大ホール4月・5月平日割引 | 大ホールを4月・5月の金曜日を除く平日に利用 | 施設利用料通常料金の 20%割引 |

| | | |
|----------|--|----------------------------|
| 大ホール直前割引 | 文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日の2ヶ月前を経過後に大ホールの舞台上のみの練習利用 | 施設利用料通常料金の 75%割引 |
|----------|--|----------------------------|

(5) 個人情報の保護への対応

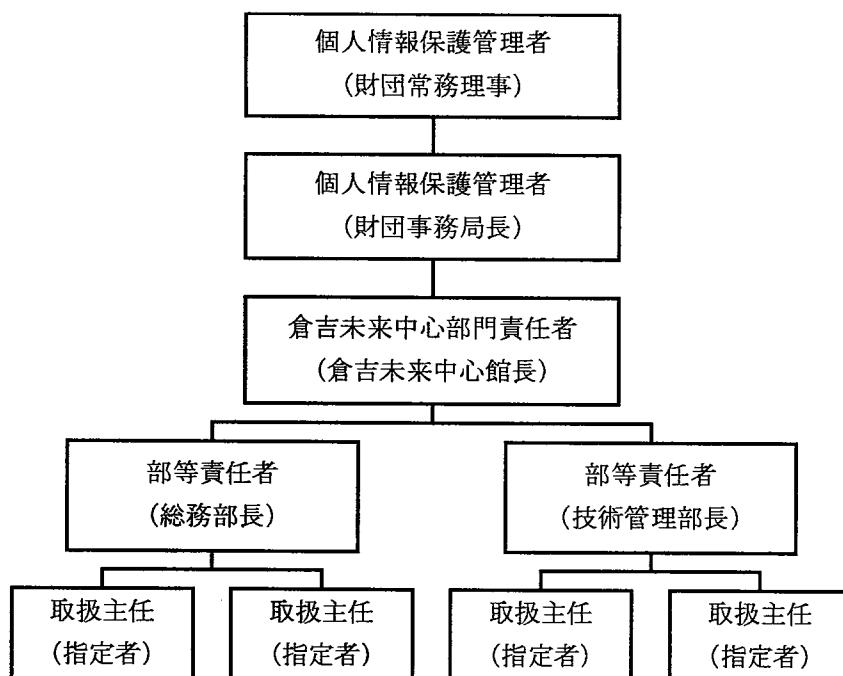
ア 管理体制及び規程の整備等

財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化しており、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報（マイナンバー）についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、その適正な取扱いの確保に努めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器（ファイアウォール機能をベースに、アンチウイルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器）の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取り扱いに努めます。



※管理体制

- 1 「倉吉未来中心部門責任者」は、倉吉未来中心における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱等に必要な措置を講ずる。
- 2 「部等責任者」は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 3 「取扱主任」は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部門責任者に報告する。

※苦情処理体制

- 倉吉未来中心が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

※決裁権限

- 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求どおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 取扱主任は、館長が指定する。
- その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ 公表、閲覧体制

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は倉吉未来中心が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所内に備え付けているところです。

(6) 情報の公開への対応

ア 情報開示及び閲覧体制

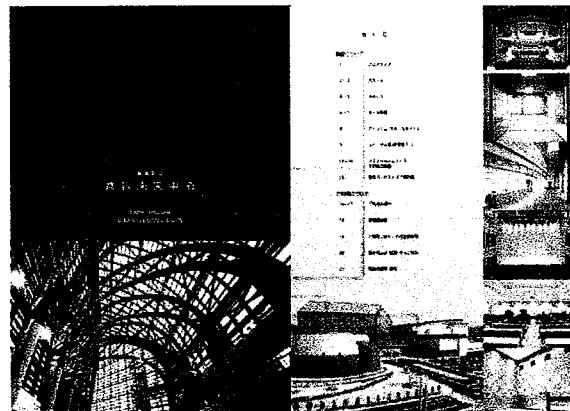
当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して説明責任を果たします。

イ 施設・設備情報、利用手続等の公表

倉吉未来中心ホームページに施設や設備に関する情報、利用手続の方法、料金表、申請書類の様式等を公表し施設概要や館内バリアフリー情報を充実させ、利用者にわかりやすい内容とします。

また、冊子「利用のご案内」を希望される利用者に配布します。冊子はホームページからもダウンロード可能です。

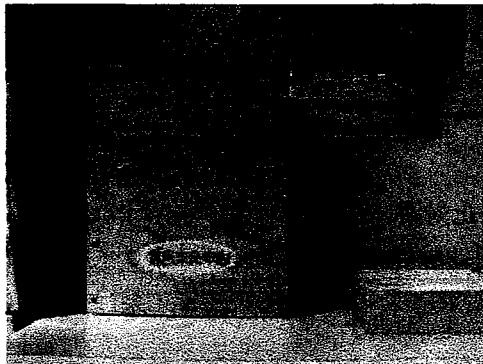


【利用のご案内（令和元年度リニューアル）】

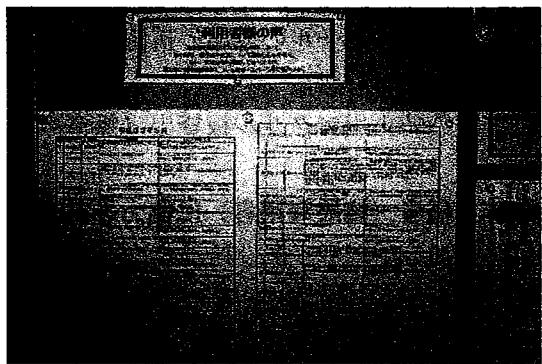
ウ 施設管理等に関する利用者等の声の公表

従来から当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート・ご意見箱等でお受けし、その都度改善できるものは改善しています。

なお、倉吉未来中心に寄せられた意見と、その対応状況については、倉吉未来中心ホームページと館内の掲示板で公表しています。



【ご意見箱／運営事務室前設置】



【ご利用者様の声／館内掲示】

(7) 新型コロナウイルス感染防止策

施設を安心・安全にご利用いただくため、「鳥取県版ガイドライン」、(公社)全国公立文化施設協会「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」や国が示す「業種別ガイドライン」等を参考し、財団の「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を策定しています。これらのガイドラインを基に、新型コロナウイルス感染防止対策のための様々な取組を継続します。

ア 来場者及び来館者に向けた周知・広報

- ・発熱時や体調不良時の来館控え
- ・来館時のマスク常時着用
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- ・施設内での社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの活用（使用に際しては Bluetooth を有効にするよう推奨）

イ 施設内での具体的な感染防止対策

○館内の対策

- ・各出入口に手指用アルコール消毒液の設置
- ・座席、テーブル、手すり、ドアノブなどの手が触れる場所の定期的な消毒
- ・対応スタッフのマスク着用、検温の実施
- ・受付窓口に飛沫感染防止用のアクリル板設置
- ・給湯室内備品（茶器）、ハンドドライヤー、給水機の使用中止
- ・法令に基づいた空調設備等により定期的な空気の入れ替え
- ・休憩スペース等のソーシャルディスタンス確保
- ・館内全てのトイレにトイレシートクリーナーを追加設置
- ・抗ウイルス・消臭成分配合のトイレ用芳香剤設置（館内トイレ10箇所）
- ・ドアノブ、休憩スペースのテーブル、事務室受付カウンター等の抗菌コート塗布

○貸出施設の対策

- ・貸出用備品（椅子、机、マイク等）のアルコール消毒
- ・施設利用にあたっての「新型コロナウイルス感染症予防対策に係るチェックシート」の提出
- ・ウイルス対策効果のあるオゾン発生器設置（セミナールーム、リハーサル室、練習室）
- ・室内空気を循環し換気効果を高めるため、窓のない貸出施設にサーキュレーター設置（リハーサ

ル室、練習室)

- ・大ホール、小ホールの客席の抗菌コート塗布
- ・検温器貸出（有料）
- ・飛沫感染防止用アクリル板貸出（無料）

ウ 公演等主催者（施設利用者）に協力を求める感染防止対策

全ての公演等主催者（施設利用者）に対し、施設利用にあたっては、「新型コロナウイルスに係る感染防止対策チェックシート」を提出していただき、感染防止対策に関する全項目の順守・実行をお願いしています。

【新型コロナウイルスに係る感染防止対策チェックシートのチェック項目】

- ・施設の取組、行政の指針、関連業界のガイドラインの遵守
- ・来場者および関係者へ事前に周知、広報
- ・来場者および関係者の氏名、緊急連絡先の把握
- ・来場者に対する感染防止対策の徹底
- ・関係者、出演者に対する感染防止の徹底

2－3 施設設備の維持管理業務について

（1）利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

倉吉未来中心には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機構・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア 職員の危機管理意識の徹底

全職員が施設設備の不具合が大事故や火災等の発生など重大な事態につながりかねないと認識を持ち、些細な異常も見過ごさない姿勢を保持するため、「安全衛生委員会」を組織しており、これを主体として、毎月1回の自主点検のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ 適切な保守点検の実施

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ 利用者への適切な使用方法の案内

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用される利用者の協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の皆様にご理解、ご協力を求めます。

エ 効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施

施設・設備の維持管理は、保守点検結果等による維持管理に係る情報に基づき、事後保全だけでなく、事前保全、予防保全の観点から行っており、建築設備（消防設備、電気設備、昇降機設備等）、舞台機構設備などの運用面（継続的な稼働）及びコスト削減並びに長寿命化を図っています。保守点検等により明らかとなった不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な視点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、設置者に報告・相談するとともに適切な対応

を依頼し、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を行います。

また、倉吉未来中心は平成13年4月の開館から20年を迎える、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、平成22年度に鳥取県と共同して策定（平成28年度再編）した長期修繕計画を基に、中・長期視点での施設・設備の修繕計画を立て、その都度、改修や更新など必要な措置を講じます。

（2）施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア 施設設備の保守点検等

開館から21年を迎える、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつあるなど、適切な維持管理を行う上で、今後、更に保守点検の重要性はますます高まっていくものと認識しています。

このような認識の下、具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

（ア）専門業者への外部委託

各設備を適法に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

（イ）適切な保守点検内容の設定

倉吉未来中心に設置されている設備には、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法（内容）が定まっているものが多くあります。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準が保持できるよう、点検回数や点検方法（内容）を定めております。

また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

令和元年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的、安定的に適切な業者を選定し、5カ年契約を締結して保守点検を行います。

（ウ）受託業者への適切指導

- a 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する倉吉未来中心職員と受託業者間の意思疎通が重要であり、職員の建築物環境衛生管理技術者等の資格取得を進めるなど、業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、隨時打合せや協議・指導を重ねます。
- b 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルの嵩上げと遂行能力の向上を図り、ひいては当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

（エ）利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設利用を止めることとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日を含めるなど効率的に実施し、その影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準の維持を図ります。

加えて、開館から21年を迎える、施設設備の経年劣化に伴う不具合が顕著になっていることから、施設及び設備等の保守点検及び経年劣化に伴う維持修繕等を行う場合で、利用者の安全安心の確保及び施設の効率的な運営のため必要と判断した場合は、利用状況に応じて臨時休館し対応することとします。

イ 清掃業務

基本的な考えは、保守点検業務と共通する部分も多くありますが、特に清掃業務については、利用者の皆様が直接目に触れ、倉吉未来中心に対するイメージを形成する部分を担っており、建物の美観を維持し、建材の劣化を防ぎ、清潔で快適な室内空間を提供することは、県民そして地域の皆様に愛される施設とするためにも、非常に重要な業務です。

このような認識の下、当該業務についても専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により、業務を遂行しますが、大規模施設であり場所によっては利用頻度も大きく異なることから、必要に

応じて日常清掃、定期清掃、特別清掃等に振り分けて実施します。

また、上記の通常清掃に加え、環境改善計画（T E A S II種）の取組の一環として、施設周辺の落ち葉、ゴミ、雑草の除去等を目的とした職員による敷地内美化活動（月1回程度）を実施します。

ウ 警備業務

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の安全確保と館内に存置されている県有財産等の盗難、滅失防止等、非常に重要な業務です。

当該業務についても、次の内容により専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により、業務を遂行しますが、次の点に配慮して委託を行います。

（ア）開館時と休館（閉館）時の警備体制

警備業務を効率的に遂行するため、開館日は警備員（1名）による「常駐警備」を7:30～22:30の間で行うとともに、休館日においても「常駐警備」を7:30～18:00の間行います。

また、常駐警備時間以外（18:00又は22:30～翌日7:30）と年末・年始における休館日については、倉吉未来中心設置の警報機器と受託業者の監視センターによる「機械警備」により対応します。

（イ）警備内容

- a 「常駐警備」にあっては、出入口の管理、不審な入館者の発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、館内・駐車場巡回、駐車場の開錠・施錠・整理等を主な内容とします。
- b 「機械警備」にあっては、館内のガス警報、設備警報、火災警報、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況を確認し、事態の拡大防止を行うとともに、消防署、警察署、緊急連絡者への通報等を行うことを主な内容とします。

エ 庭園維持管理

倉吉未来中心の敷地内における立木等を常に良好な状態に保つため、高・中・低木剪定、樹木施肥、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施します。

また、全国的に樹木の倒木等による事故の発生が伝えられていますが、受託業者と連携して類似事故の発生の防止に努めます。

なお、敷地内の除草作業の一部は、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託により実施します。

オ 駐車場管理業務

（ア）警備員、職員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盗難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。

また、駐車場での事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするために、ホール利用者等と十分な打合せを行い、誘導員の配置等を促します。

（イ）冬季における積雪時には、除雪を行う必要がありますが、駐車場の除雪については、対象面積が広いため、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。

また、正面玄関付近の歩道等については、適宜、小型除雪機、職員の人力による除雪作業を倉吉パークスクエア内の施設と連携して実施し、歩行通路の確保に努めます。

（3）維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県の営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経费率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛り等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛りを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行っていきますが、受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めます。

また、当財団が倉吉未来中心と県民文化会館の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、会館との一括発注が可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

(4) 外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、設備の規模などにより対応可能な県内業者が無いなど、やむを得ず県外業者へ発注する必要がある場合を除き、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。

ア 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等

各設備の適切な維持管理のための特殊な技術と専門性が必要な業務及び自主で実施するより効率的かつ効果的な業務については、それぞれの設備分野において専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。清掃、警備、庭園管理、除雪の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ 電力の調達

電力の調達にあたっては、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し契約を締結します。

ウ その他の業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- ・施設設備の營繕・修繕・管理に関する業務
- ・管理運営事務の遂行に関する業務
- ・文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。なお、やむを得ず県外業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議することとします。

ア 選定方針

各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適格な業者への発注に努めます。

- (ア) 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えること。
- (イ) 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- (ウ) 倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- (エ) 有資格者が求められる保守点検においては、倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。

イ 選定方法

当財団は県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程に沿って行っています。従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについては、県の規定に準じて随意契約により行います。

(6) 委託、工事請負の発注予定

ア 発注予定

| 番号 | 内容（業務名） | 期間 | 金額 (概算) | 発注先 | 選定 方法 | 県外事業者へ発注する必要がある 理由 |
|----|-----------------------------------|----------|------------|-----|-------------|---|
| 1 | 自家用電気工作物保守点検業務 | 5年 | 869千円 | 県外 | 随意契約 | 県内に対応可能な業者がないため (全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要) |
| 2 | 消防用設備保守点検業務（消防用設備、非常用予備発電設備を一括発注） | 5年 | 1,331千円 | 県内 | 指名競争 | |
| 3 | 冷温水発生機設備保守点検業務 ※ | 5年 | 2,340千円 | 県内 | 指名競争 | |
| 4 | 運転監視業務（運転監視、空調設備、自動制御設備を一括発注） | 5年 | 12,562千円 | 県内 | 制限付 一般競争 | |
| 5 | 昇降機設備保守点検業務 ※ | 5年 | 3,263千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 6 | 自動扉・排煙設備保守点検業務 | 5年 | 994千円 | 県内 | 指名競争 | |
| 7 | 建築物環境衛生管理業務 | 5年 | 745千円 | 県内 | 指名競争 | |
| 8 | 電話交換機設備保守点検業務 | 5年 | 149千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 9 | 清掃業務 | 5年 | 18,761千円 | 県内 | 制限付 一般競争 | |
| 10 | 常駐警備業務 | 5年 | 4,610千円 | 県内 | 指名競争 | |
| 11 | 機械警備業務 | 5年 | 1,899千円 | 県内 | 指名競争 | |
| 12 | 修景施設管理業務 | 5年 | 2,395円 | 県内 | 指名競争 | |
| 13 | 館内ネットワークソフトウェア保守管理業務 | 5年 | 292千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 14 | 舞台機構設備保守点検業務 | 2年 | 9,246千円 | 県外 | 随意契約 | 県内に対応可能な業者がないため |
| 15 | 舞台音響設備保守点検業務 | 5年 | 4,356千円 | 県外 | 指名競争 | 県内に対応可能な業者がないため |
| 16 | 舞台照明設備保守点検業務 | 2年 | 3,846千円 | 県外 | 指名競争 | 県内に対応可能な業者がないため |
| 17 | ピアノ（ベーゼンドルファー）保守点検業務 ※ | 5年 | 149千円 | 県外 | 随意契約 | 県内に対応可能な業者がないため |
| 18 | ピアノ（スタインウェイ）保守点検業務 | 5年 | 110千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 19 | ピアノ（ヤマハ）保守点検業務 | 5年 | 450千円 | 県内 | 指名競争 | |
| 20 | 駐車場除雪業務 | 単年 | 744千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 21 | 舞台技術委託業務（舞台、音響、照明） | 単年 | 890千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 22 | 建築基準法（設備）点検業務 | 単年 | 611千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 23 | 移動式観覧席定期点検業務 | 単年 | 465千円 | 県外 | 随意契約 | 県内に対応可能な業者がないため |
| 24 | 携帯無線機保守点検業務 | 単年 | 55千円 | 県内 | 随意契約 | |
| 25 | 高所作業台定期点検業務 | 単年 | 158千円 | 県外 | 随意契約 | 県内に対応可能な業者がないため |
| 26 | 「未来つながるプロジェクト」業務委託 関係 | 必要 期間 | 2,819千円 | 県内外 | 随意契約 | 業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合 |

概算金額は単年度換算した金額を記載

- ※印は県民文化会館と一括発注することにより効率的かつ経費の削減を図ります。
- No.1～12、20の業務については、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センター、とり出会いサポートセンター及び美術館整備課を含めた一括発注をします。

イ 障がい者就労施設就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

| 番号 | 内容（業務名） | 期間 | 金額 (概算) | 発注先 | 選定 方法 | 県外事業者へ発注する必要がある 理由 |
|----|---------|----|------------|-----|----------|-----------------------|
| 1 | 敷地内除草業務 | 単年 | 132千円 | 県内 | 随意契約 | |

(7) 省エネルギー・省資源への取組

省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム（T E A S II）の認証登録がされています。この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の皆様のご理解、ご協力も得ながら取り組みます。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を反映した持続可能な施設運営を行うものとし、鳥取県が取り組む「とっとりSDGsパートナー」制度に登録することによって、省エネルギーをはじめとした環境問題等に対し発展的に取り組みます。

【主な取組】

ア 電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制

- 電力デマンドは、夏季に全館を利用するようなイベント集中時で最大となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、省エネルギーに繋げます。

イ 施設利用者及び来館者の環境意識啓発を行います。

- 利用施設における冷暖房温度調整
- 節水の協力（流水擬音装置の設置）
- シェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置
- 館内照明ライトダウン



【館内照明ライトダウン】

ウ 敷地周辺の清掃を通じた環境啓発活動を行います。

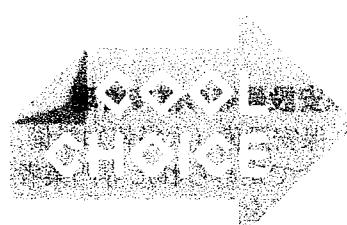
- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動
- 年2回、倉吉パークスクエア内施設への清掃参加を呼びかけ
- 地域の環境推進活動として、県が主催する「全国道の日」一斉美化活動に参加



【倉吉パークスクエア清掃活動】

エ 電力使用量削減によるCO₂排出量削減目標を設定し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 自動販売機コーナーへ自動センサー照明
- 照明器具のLED化
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定
- 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの部分消灯



未来のために、いま選ぼう。

【「地球温暖化対策のための国民運動」ロゴマーク】

オ 廃棄物の排出量を抑制し、リサイクル・リユースの取組を行います。

- シュレッダーくずを希望者へ提供し、資源を有効活用（牛舎の敷料等）
- ペットボトルキャップを回収し、再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

カ 職員の環境意識の向上のため、環境研修を実施します。

- 年1回、全職員を対象に実施

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

倉吉未来中心では、火災・自然災害・事故・事件等が発生した場合を想定して、利用者・来館者の安全を最優先に確保する為の様々な手段・対策を実践してきました。令和元年度以降の管理運営についても、これまでの手段・対策をベースにしながらより高い安全と予防を図ります。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア 消防計画の作成

倉吉未来中心における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、館の防火管理に関する必要な事項を定めた「消防計画」（法令による）を作成しています。

「消防計画」の作成・提出を通して、法令順守はもとより、職員の役割分担を明確化するとともに、危機管理意識の徹底を図ります。

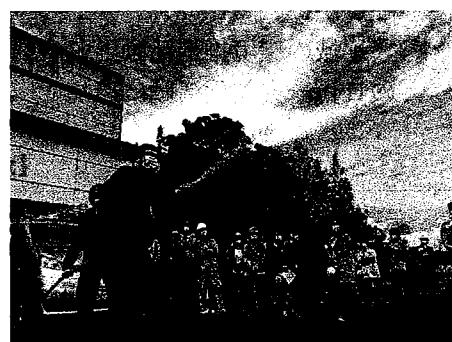
※防火管理者 → 1名配置。その他、防火管理者講習修了者 6名を配置しています。

イ 消防・防災訓練の実施

「消防計画」に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送等の消防・防災訓練を年2回（半期毎）実施します。この訓練は、鳥取二十世紀梨記念館、男女共同参画センターと共にで行い、倉吉未来中心全体での消防・防災対策を担っています。また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練・地震訓練（J-ALE RT）、地震避難訓練等も実施し、より安全な消防・防災体制の構築を目指します。

また、令和元年度に鳥取県より配備された吸水性土嚢の取り扱い方法及び設置場所の確認を全職員が行いました。

令和2年度には、職員の防災力を高めるため、災害時における共助の取組の指導や助言を行うことができる防災士の養成研修を1名受講しました。



【消防訓練】

ウ 保安設備等の維持管理

(ア) 保安設備（火災報知設備、避難誘導設備、消火設備、非常用発電装置等）の維持管理については、法令で定められた専門業者による点検はもとより、職員による自主点検（毎月）や警備員による館内巡回を行うことで適正な維持管理を行います。

(イ) 建物設備、舞台設備等の維持管理については、専門業者による定期的な保守点検はもとより、職員による自主点検（毎月）を実施することで適正な維持管理を行います。

(ウ) 安全衛生委員会による安全パトロール等で抽出された危険箇所に対して、適切な処置を行うことで事故等の予防に努めます。

※安全衛生委員会：6名で構成し、安全衛生推進員（講習修了者）1名を配置しています。

倉吉未来中心安全衛生委員会委員構成

| 役 職 | 備 考 (令和3年度) |
|------|----------------|
| 委員長 | 総務部長 |
| 副委員長 | 施設運営室主査 |
| 委 員 | 総務課主査（安全衛生推進員） |
| 委 員 | 舞台技術室主任 |
| 委 員 | 文化事業課主任 |
| 委 員 | 施設利用課非常勤職員 |



【安全パトロール】

エ 利用者への注意喚起

催事前の打合せ時、ホール利用者に「避難経路図」を配布するとともに、火災・災害時の対応等を説明し、防災意識の啓発を行っています。また、各利用施設の要所にも「避難経路図」を掲示し、利用者等の安全と非常時に備えています。

オ 全館禁煙の措置

健康増進法を受け館内禁煙としています。

また、令和2年4月に施行された改正健康増進法に準じた受動喫煙防止策を講じています。

カ 危機管理マニュアルの徹底

館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的かつ体系的な「鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル」を策定し、これが職員の行動指針となり、適切な対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図り、他で発生した事象を常日頃から当事者として危機意識を感じさせるため、新聞紙上等での様々な事象発生の都度、朝礼・終礼で周知徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚に努めているところです。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの精査や、訓練等を通じた実効性の検証を継続して行いながら、危機意識の維持に努めます。

(ア) 火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアルの徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、「火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアル」を策定しています。

なお、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう「対応手順」を作成し、その対応に備えています。

鳥取県中部地震での対応を踏まえて、対応マニュアルを見直すなど、さらなる対応能力の向上に努めています。

(イ) 嘔吐物処理マニュアルの徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウィルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、「嘔吐物処理マニュアル」を策定しており、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

(ウ) 感染症対応マニュアル及び新型コロナウイルス感染症対策行動計画の徹底

新型インフルエンザ等の感染症の流行、または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、感染症対応マニュアルを策定し、その対応に備えています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の県内流行または拡大の恐れがある場合、県民及び利用者、来場者への感染を防ぐとともに、当財団の職員への感染の予防による運営体制の維持を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を策定して対策を講じています。

(エ) 不当行為対応マニュアルの徹底

不当要求行為（不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為）により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、「不当要求行為マニュアル」を策定し、その対応の心得等を徹底しています。

(オ) 熱中症対応マニュアルの徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るために、全職員が迅速に対応できるよう、新たに「熱中症対応マニュアル」を策定し対応に備えています。

(カ) 防犯カメラ管理・運用の徹底

令和元年度に館内各所に設置された監視カメラ（記録有）を活用し、犯罪の未然防止に努めるとともに、利用者の安全確保にあわせプライバシー保護の観点から「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第22条第2項、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」及び「防犯カメラ管理・運用規程」に基づき、監視カメラシステムを適正に運用します。

「鳥取県立倉吉未来中心 危機管理マニュアル」として一体的に整理

火災、地震、負傷者、盗難、不審物、爆破予告、差別落書き、嘔吐物、感染症、不当要求行為、熱中症等

キ コインロッカーの管理

利用者・来館者の利便を図るためコインロッカーを設置していますが、全国的には事件の現場になっている事例もあります。常駐警備員の館内巡回等による盗難事故の防止や、長期使用ロッカーについては、利用者・来館者に事前に周知の上、保管物を確認するなどして、事件・事故の未然防止に努めています。

ク 防火優良認定証の取得

倉吉未来中心は平成13年の開館以来、倉吉消防署から「防火優良認定証」の交付を受けています。

ケ 普通救命講習の実施

倉吉消防署の救急救命士を講師として、「普通救命講習Ⅰ：心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）取扱講習含む」を年1回開催し、全職員が技能の習得に努めるとともに、倉吉パークスクエア内の他施設からも受講者を受け入れることで、倉吉未来中心全体として、利用者・来館者の万が一の場合に適切な対応ができるように備えています。

コ その他訓練、研修会等の実施

警察と合同でソフトターゲットに対するテロ対策訓練の実施や、防火管理者講習、防犯研修会、ユニバーサル研修会、同和教育研修会、不当要求行為等対策責任者講習等を定期的に受講して意識の高揚と技術の向上、応急処置の習得や緊急時対応のスキルアップに努めています。



【テロ対策訓練】



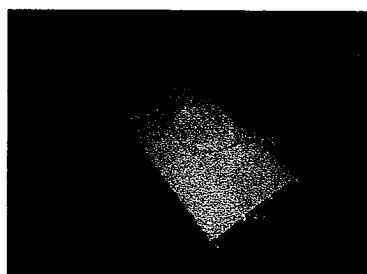
【エレベーター閉込救出訓練】

サ 「緊急時に必要な備品」の整備

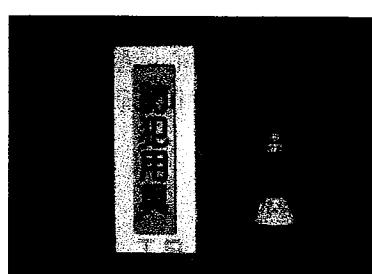
事務室及び舞台袖に緊急時の対応に必要な備品を整備しています。(救急箱、担架、拡声器、簡易ベッド、毛布、懐中電灯、携帯無線機、ヘルメット、防犯用品等)



【非常用持出袋】



【担 架】



【ネットランチャー】

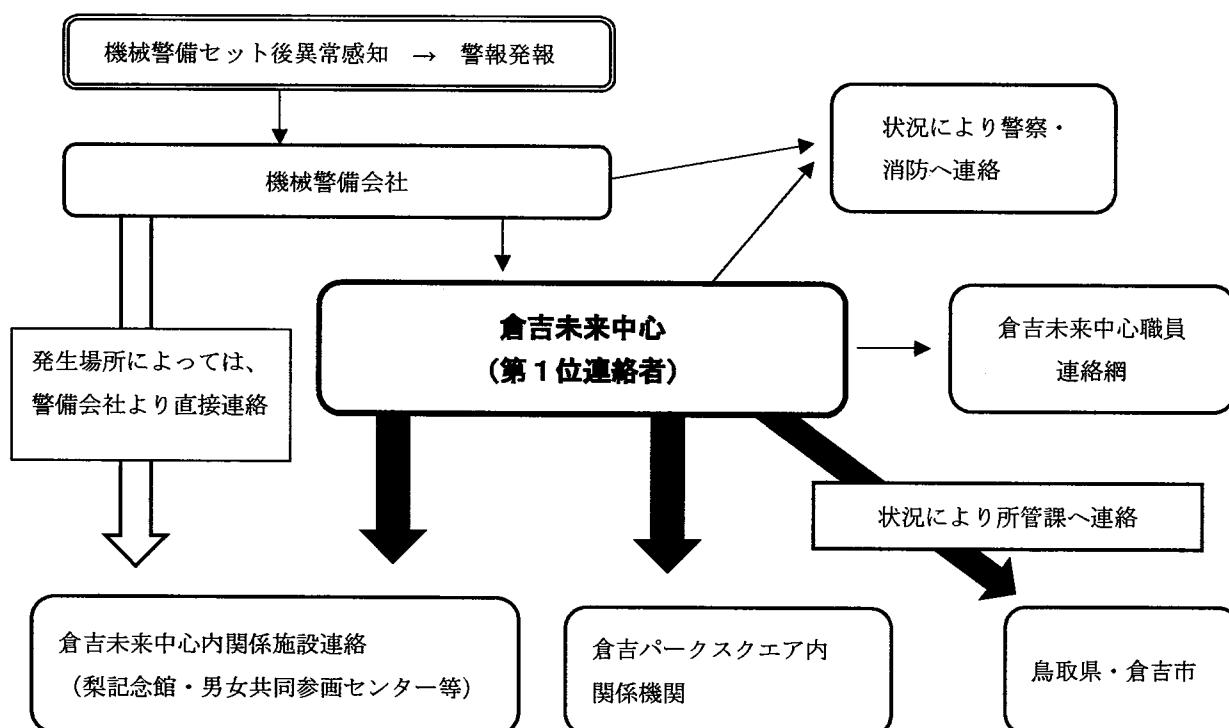
(2) 事故・緊急時の体制・対応

ア 緊急時の体制

『鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル』により、利用者・来館者の安全を最優先に対応します。

イ 夜間緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制は、次のとおり整備しています。



ウ AED（自動体外式除細動器）

倉吉未来中心には救急救命の知識・技術を持つ普通救命

（AED）講習修了者を配置しています。

引き続き、心肺蘇生法講習、AED講習等を定期的に行い、
応急処置の習得・研鑽にさらに努めます。



【心肺蘇生法講習】

エ J-ALERT（全国瞬時警報システム）

利用者や来館者、職員等の安全確保、地震被害等の軽減を図るために設置された本システムを活用して、緊急時に応えるよう操作訓練や避難訓練を実施するとともに、適切に運用管理します。

オ 指定避難所及び広域福祉避難所の開設

災害時、県からの要請があった場合、倉吉市の指定避難所として開設します。

また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所としても開設します。

災害時の有事の際には、関係各機関と連携し、応急対策の拠点施設としての役割を一層果たします。

(3) 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

県立の公共施設として、利用者・来館者に気持ちよくご利用いただくことを念頭に公平・公正な管理運営を心掛け、トラブルが発生しないよう努めます。

また、苦情の多くは、日頃からの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、決して起こしてはならないことであり、職員研修を強化して防止します。

ア 苦情、トラブルの未然防止

(ア) 「職員の教育の徹底」

利用者等に気持ち良く利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。

- a いつも笑顔で爽やかな対応と清潔な身だしなみ
- b 明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い
- c 心配りのある利用者等の立場に立った対応（電話、窓口業務等）
- d 専門的な知識、技術の研鑽

(イ) 「定期的な施設、設備、備品の点検と巡回の実施」

- a 日ごろから設備、備品の点検を行います。
- b 定時巡回を実施し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の処置をします。

(ウ) 「利用者等の声等への適切な対応」

- a 利用者等からの意見が苦情やトラブルに変わらないように、常に利用者等の意見に耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかに対応を図ります。
- b 施設の利用者等へアンケートを実施します。
- c 運営懇談会を年2回実施します。
- d 職員で苦情内容を共有し、統一理由での対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- e 清掃、警備、日常監視等の受託業者についても、倉吉未来中心のスタッフとして利用者等に接するように徹底します。

イ 苦情、トラブルに対する対処方法

(ア)「苦情の受付」

- a 苦情内容は、最後までよく聞き「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- b 利用者等に迷惑をかけた場合は、まずお詫びし、その上で説明します。
- c 利用者等と議論するのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

(イ)「対応」

- a 万一トラブルが発生した場合、速やかに関係先に連絡を行い、迅速な処理に努めます。
- b 処理がすみ次第必ず苦情をいただいた方には結果を伝えます。
- c 寄せられた苦情については、内容、処理結果をホームページ等で公開します。
- d 寄せられた苦情は、県・倉吉市に報告し、必要に応じ指示を受けて対応します。

(ウ)「原因の究明」

- a 苦情処理報告書を作成し、必ず原因究明を行い再発防止に努めます。
- b 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- c 苦情処理綴りを作成し、管理運営に活かします。

(4) その他

ア 自動販売機の設置

利用者・来館者の利便を図るため、自動販売機を引き続き、館内に設置することとし、設置業者の決定にあたっては、公告によるコンペティション方式により平成31年度から5カ年間の複数年契約を締結しました。

また、飲料については県内産商品の販売を促すとともに、来館者の多様性に対応するため、アイスクリームの自動販売機を新たに1台設置しました。自動販売機の選定にあたっては、ユニバーサルデザイン対応や省エネルギー・静音等の環境対策、災害時飲料提供機能付、社会貢献活動の取組状況などを審査基準に設定しました。

なお、設置台数のうち1台は、障がい者就労施設へ委託しました。



【自動販売機】

| | 設置場所 | 設置台数 |
|---|---------------------|------------------|
| 1 | アトリウム休憩コーナー | 4台（うち1台：アイスクリーム） |
| 2 | アトリウムなしつこ館横ロッカールーム内 | 2台（うち1台：福祉団体設置） |
| 3 | 2階セミナールーム棟 | 2台 |
| 4 | 大ホール楽屋 | 1台 |

イ AED（自動体外式除細動器）の取り扱い

倉吉未来中心会館に設置されているAED（自動体外式除細動器）については、本仕様書において定期点検等の実施が義務付けられており、自主点検を行っています。今後、専門業者への外部委託が必要と判断される場合には、外部委託により点検を実施します。



【AED（自動対外式除細動器）】

ウ 県及び各市町村との連携等

(ア) 事故・事件・緊急時等の連携

火災、地震、その他災害の発生のほか、防犯（不審者・不審物等）、差別落書、嘔吐物処理、感染症、不当要求行為、熱中症等の対応時には、県や倉吉市をはじめとする関係機関への速やかな連絡・報告とともに、必要に応じて協議や指示を仰ぎます。

(イ) 災害等の有事の際の連携

倉吉未来中心は、災害対策基本法に基づく、倉吉市の指定緊急避難場所であり、また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所にも指定されていますので、災害等の有事の際には、各関係機関と連携し、避難者等の応急対策の拠点施設としての役割を果たします。

2－5 利用者等の要望の把握及び対応方針

お客様からのご意見・ご要望は、施設に関することや職員の対応に関するここと、実施事業に関することなど多岐にわたります。それらは、今後の管理運営のための大切な財産と捉え、施設で対応できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものについては県に要望等をします。

ご意見・ご要望への対応方針・改善策は職員全員が共有し、今後の運営に反映させます。

また、ご意見・ご要望の回答は、ホームページ及び館内掲示で公開します。

(1) 要望の把握方法

ア アンケート実施

施設の利用者には、利用後に「利用報告シート」をご記入いただき、利用に際してのご意見や感想を伺います。利用後の鍵返却時にご提出いただいた利用報告シートのご意見は、その場で利用者へ詳細を確認する体制とします。利用者以外の来館者の要望も伺うため、「ご意見箱」を館内に設置しています。このほか、窓口、電話、FAX、Eメールでも随時、ご意見・ご要望を頂戴し、主催公演でも鑑賞者へのアンケートを実施しています。

平成31年4月からは、従来の「施設利用完了報告書」の内容を見直し、「施設利用アンケート」という形で、倉吉未来中心を会場として選んだ理由や、利用後の満足度、職員の応対等のアンケートやご意見・ご要望について記載していただく内容としました。アンケートの分析結果を活かした運営を積極的に行うとともに、短所や要望を把握し速やかに対応しています。

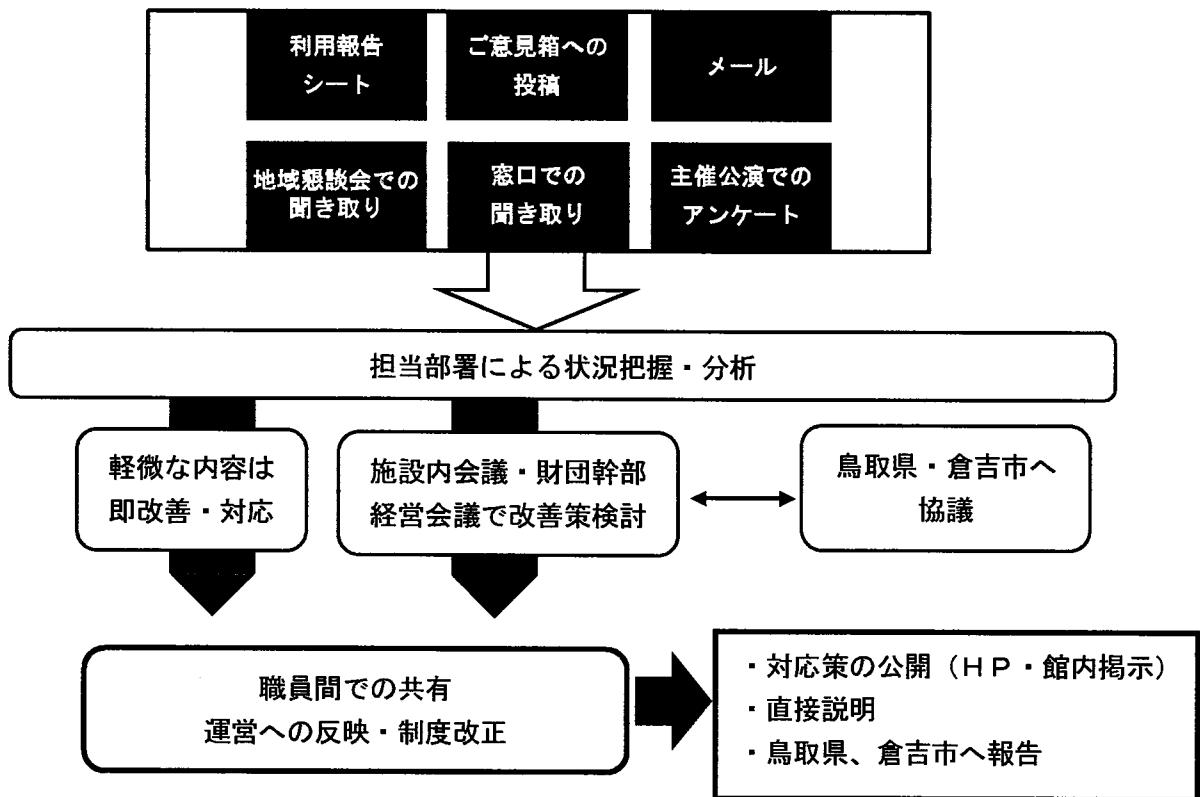
イ 地域懇談会（東部・中部・西部）の開催

地域懇談会でいただいたご意見・ご提案も施設運営に反映させます。

※地域懇談会詳細（23頁）

(2) 対応方針

お客様からのご意見・ご要望は、次のとおり対応します。



(3) 利用報告シート結果

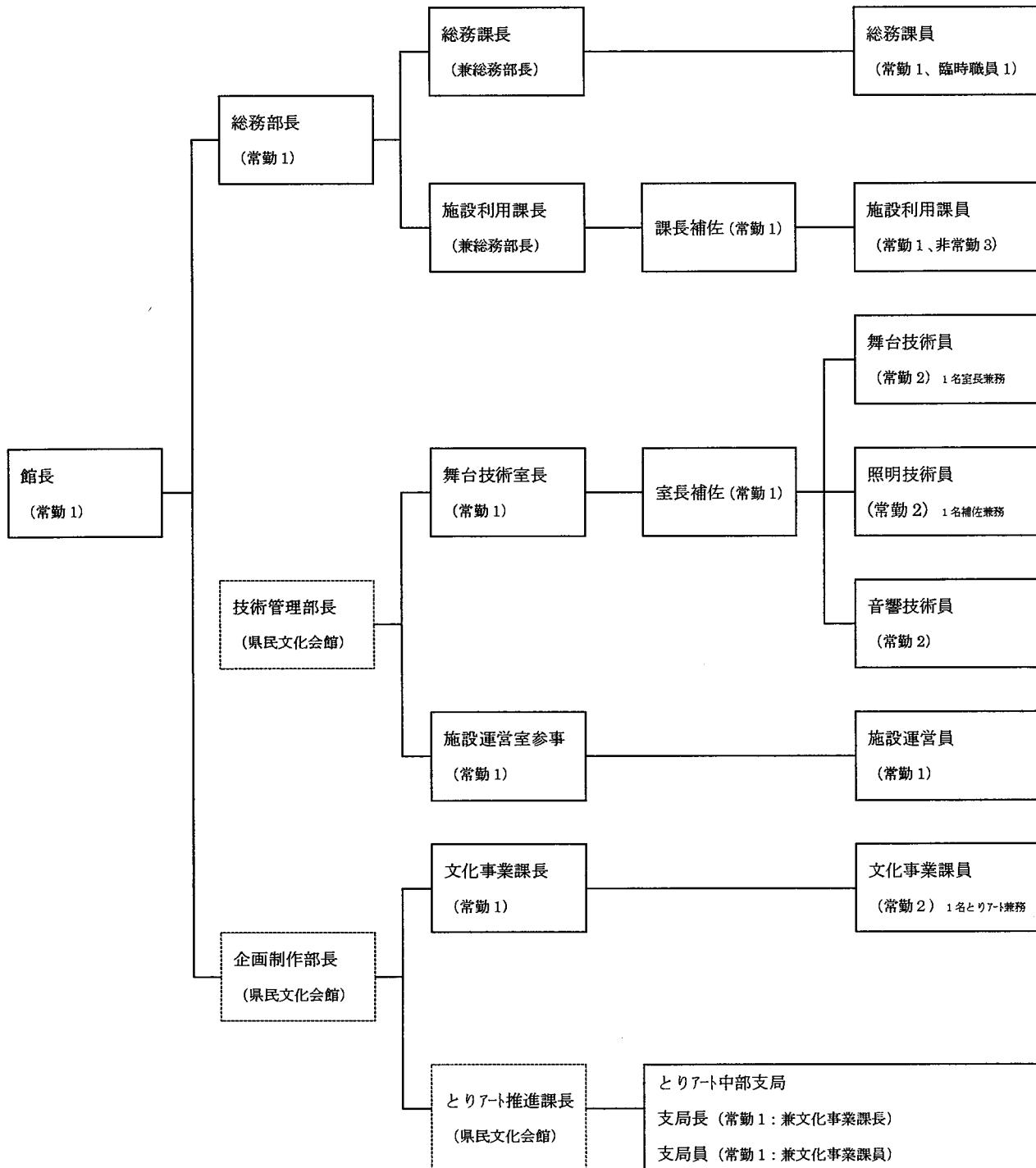
令和3年4月～12月にいただいた施設利用アンケート結果では、下記のとおり概ね満足いただいており、今後も利用したいというアンケート結果となっています。

【アンケート結果（一部）】

| アンケート内容 | 選択肢 | 回答率 |
|-----------------|--------------------|--------|
| 利用後の施設の満足度は？ | 「とても満足」又は「満足」 | 99.1% |
| 今後も利用したいと思いますか？ | 「ぜひ利用したい」又は「利用したい」 | 99.8% |
| 職員（窓口）の応対は？ | 「とても良い」又は「良い」 | 99.8% |
| 職員（舞台）の応対？ | 「とても良い」又は「良い」 | 100.0% |

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織



※実線：倉吉未来中心配置職員

※上記組織は、その年の重要課題等を推進する上で、参事、副部長、副室長等の職を設けることがあります。また、職員の人事異動等に伴い、常勤・嘱託・非常勤の別その他若干の変動が見込まれます。なお、県移管事業の職員配置は県の予算決定により変動するとともに、事業の受託に伴う職員の配置は含まない組織図としています。

ア 実施体制の考え方

(ア) 実務執行体制

当財団では、第3期指定管理までに、プロパー職員が要職を担う体制づくりと併せ、全県の文化振興を図る使命を果たすため、効率的で実効性のある実務執行型の組織体制により業務を遂行しています。

これからも、これまで培ってきた管理運営や、企画のノウハウを基盤に、専門知識のある職員を適材適所に配置し、この体制を強化します。

加えて、課・室のライン強化、中核職員のモチベーションアップ及び自覚と行動改革を図るために、状況に応じて課長補佐職（主幹・主査職の兼務）を設置します。

(イ) 組織体制

a 施設利用対応・総務部門

施設利用者対応は、県立施設の適切な利用許可、サービスの提供など、県民の皆様と直接関わる部署です。経験年数豊富な職員を含めたローテーション勤務でより良いサービスを実現します。

総務担当職員は、公益法人会計の経理経験を積んだ職員を配置し、法令遵守に基づく会計処理を行います。

b 文化芸術事業推進部門

文化芸術に係る事業を推進していく上で、アートマネジメント能力やコミュニケーション能力、並びに芸術分野の専門的知識を有した人材が求められます。(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する研修会等に積極的に参加して知識を習得するとともに、文化芸術事業推進の経験豊富な職員が中心となって、地域のコーディネーター役として文化振興を図ります。

c 舞台技術・施設管理部門

舞台技術部門は、実務経験豊富で、様々な資格を有した職員が運営に当たるとともに、利用者、文化活動者への技術支援を継続します。

施設の保全は、第3種電気主任技術者等の資格を有する職員を配置し、中長期的な視野で効率的な施設の維持・管理を行います。

(ウ) 中部地域の文化芸術事業実施体制

中部地域における文化芸術事業を実施していくための専門部署として、文化事業課を県民文化会館企画制作部の駐在組織として位置付けているところです。中部地域の文化振興を推進する上でも組織の強化は必要と考え、同課職員を4名体制として事業の展開を図ります。

(エ) 事業の企画・運営を推進するための体制整備

令和3年度からは地域密着の取組（アウトリーチ活動）を拡充するとともに、事業の演出効果等を高めるなど、事業内容の更なる充実を図ります。そのため、専門的知識、技術を有する舞台技術室と企画制作部が一体となって事業の企画・運営を推進するための体制を整備します。

(オ) 技術管理部の設置

財団企画のプロデュース創作公演や公共文化施設、教育、行政機関などへの柔軟な支援体制がとれるよう財団に技術管理部を置き、専門職員による円滑な人的運営を図ります。

(カ) 幹部経営会議の開催

運営上特に重要な事項について、内部の意思決定の明確化及び情報の共有化を図るため、管理職全員参加の「幹部経営会議」を毎月開催しています。幅広い考え方の導入と管理職員の経営参画の意識を確立します。そして、その内容については全職員に周知し情報の共有を図り、全職員により一

体的に運営します。

(キ) 男女共同参画等の推進

財団の業務執行における女性職員の重要性は、ますます増していますが、今後も管理職登用に向け、指導・育成に努めます。

また、「イクボス・ファミボス宣言」をしており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女がともに働きやすい職場づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実践に継続して取組みます。

イ 施設長人選の考え方

現在、プロパー職員が士気を高く保ちながら職務を遂行していくため、プロパー職員が施設長職を担う体制を敷いているところです。引き続きプロパー職員の幹部養成に努めます。

(2) 職員の職種等

| 職種(職名) | 雇用関係 | 月勤務日数 | 担当する業務内容 | 備考 |
|------------------|------|-------|--|----------|
| 館 長 | 常勤 | 21日 | ○館の最高責任者として館運営を総括する | |
| 総務部長 | 常勤 | 21日 | ○部の総括等及び職員の人事服務に関する事等 | |
| 総務課長 | 常勤 | 21日 | ○課の総括、関係機関との連絡調整及び予算・決算に関する事等 | (総務部長兼務) |
| 総務課員 (主査) | 常勤 | 21日 | ○会計経理、物品の出納保管に関する事等 | |
| 総務課員 | 臨時 | 20日 | ○情報発信及び県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施に関する事等 | |
| 施設利用課長 | 常勤 | 21日 | ○課の総括、施設の利用計画・利用促進、減免制度に関する事等 | (総務部長兼務) |
| 施設利用課員 (課長補佐) | 常勤 | 21日 | ○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関する事等 | |
| 施設利用課員 (主査) | 常勤 | 21日 | ○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関する事等 | |
| 施設利用課員 | 非常勤 | 20日 | ○利用申込・貸出・利用指導・総合案内に関する事等 | |
| 施設利用課員 | 非常勤 | 20日 | ○利用申込・貸出・利用指導・利用広報に関する事等 | |
| 施設利用課員 | 非常勤 | 20日 | ○利用申込・貸出・利用指導・利用統計に関する事等 | |
| 文化事業課長 | 常勤 | 21日 | ○課の総括、県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の総括及び当該事業の実施に関する事等 | 財団経費 |
| 文化事業課員 (主任) | 常勤 | 21日 | ○地域との連携及び賑わいを創出する事業の実施に関する事等 | |

| | | | | |
|---------------------|----|-----|--|------------------------|
| 文化事業課員 (主任) | 常勤 | 21日 | ○県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施 に関すること等 | (とりアート中部支局員兼務) |
| とりアート中部 支局長 | 常勤 | 21日 | ○とりアート中部支局総括に関すること等 | (文化事業課長 兼務) |
| とりアート中部 支局員 (主任) | 常勤 | 21日 | ○とりアート中部支局業務に関すること等 | 県補助金 (文化事業課員 兼務) |
| 舞台技術室長 | 常勤 | 21日 | ○室の総括、職員の安全管理・技術力育成指導に関する こと等 ○舞台技術の相談・助言・提供、舞台設備の利用及び舞 台関係設備の保守管理に関すること等 | |
| 舞台技術員 (主幹) | 常勤 | 21日 | ○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に関する こと等 ○舞台技術の相談・助言・提供及び舞台設備の利用に関する こと等 | |
| 照明技術員 (室長補佐) | 常勤 | 21日 | ○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に関する こと等 ○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に関する こと等 | |
| 音響技術員 (主幹) | 常勤 | 21日 | ○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に関する こと等 ○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に関する こと等 | |
| 照明技術員 (主任) | 常勤 | 21日 | ○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に関する こと等 | |
| 音響技術員 (技師) | 常勤 | 21日 | ○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に関する こと等 | |
| 施設運営室参事 | 常勤 | 21日 | ○施設設備の保守点検に関すること等 | |
| 施設運営員 (主査) | 常勤 | 21日 | ○施設設備の保守管理に関すること等 | |

※県委託料ではなく他の財源（運用益）から充てる職員も含んでいます。

(3) 日常の職員配置

ア 職員配置の考え方

労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守し、県民、利用者の皆様の施設として満足していただけるよう、サービス水準の維持向上と経費節減などに考慮した効率的な職員配置に引き続き努めます。

イ 中間時間対応者の配置の充実

手薄になりがちな昼間(12:00～13:15)の時間帯及び夜間(18:00～)以降の受付時間(17:30～18:00)帯の勤務シフトを充実し、利用状況に併せた利用者サービスの向上に努めます。

ウ 夜間受付対応者の配置

夜間利用や夜間受付事務への対応などのため、夜間受付対応者（遅番）を22:00まで2名以上配置します。また、常駐警備員と連携した防犯体制を構築し、夜間の安全体制を図ります。

エ 受付事務のバックアップ体制

受付事務には、原則として施設利用課の職員が対応しますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務部及び企画制作部の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、お客様へのサービス向上に努めます。

オ 役職者の配置

当日の利用申込の審査や利用者等からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時（8:30～17:30）には、原則として課長級以上の役職者を配置するようにします。出張、病欠等が重なり、いずれの者も配置できない場合においても、主幹級以上の職員を必ず1名以上配置します。

カ ホール利用対応者の配置

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込を行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制においては対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、県民文化会館の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置により対応します。

キ 施設設備の維持管理対応者の配置

館内の適切な維持管理業務を行うため、原則として日中時（8:30～17:30）には施設管理担当職員を1名配置します。

また、通常、運転監視業務受託業者の監視員1名を常駐させますが、ホールにおいて大規模催事が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設管理担当職員1名も配置します。

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用について、当財団は常用労働者43.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を県民文化会館勤務で雇用しています。会館業務の全般に関する補助業務に携わり、一員を担っており継続して雇用します。

また、高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しているところです。年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するため、今後、検討することとしています。

(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

令和4年2月1日現在

| 実務年数 | 人数 | 主な実務の内容 |
|-------------------|----|------------------------|
| 2年 (他所で40年経験有) | 1 | 施設設備の維持管理、保守点検受託業者への指導 |
| 6年 | 1 | 〃 |

イ 維持管理業務に関する資格の保有状況

令和4年2月1日現在

| 資格の名称 | 資格の概要 | 保有人数 |
|----------------------|--|------|
| 第3種電気主任技術者 (国家資格) | 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が法律上必ず置かねばならない電気保安の確保ための技術責任者。第3種：50,000V未満の電気工作物の保管監督ができる。 | 3 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 第2種電気工事士 (国家資格) | 一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。 | 4 |
| 1級電気施工管理技能士 (国家資格) | 電気工事の実施にあたり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術。 | 1 |
| 電気通信工事担任者 (国家資格) | 電気通信回線に端末設備、又は自営電気通信設備の接続工事を行い、又は監督する者 | 1 |
| 認定電気工事従事者 | 最大電力500kW未満の需要設備（「自家用電気工作物」という）のうち、電圧600V以下で使用する電気工作物の工事（電線路に係るものを除く）（簡易電気工事）に従事することができる者。 | 1 |
| 管理技術者 | 元請負の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金総額が4,000万円以上（建築一式工事は6,000万円以上）になる場合に当該工事現場に専任で配置される、施工の技術上の管理をつかさどる技術者 | 1 |
| 甲種防火管理者 (講習修了) | 消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者。 | 5 |
| 鳥取県防災士 (養成研修修了) | 平常時に自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組の指導や助言を行うことができる。 | 1 |
| 危険物取扱者甲種 (国家資格) | 消防法に基づく危険物の取り扱いを行うことができる資格。 | 2 |
| 危険物取扱者乙種第4類 (国家資格) | 引火性液体（ガソリン、灯油、軽油、エタノールなど）の取扱い、立会いができる資格。 | 2 |
| 甲種消防設備士第4類 (国家資格) | 消防設備士：消防法に基づき、消火器やスプリンクラー設備などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、救助袋などの避難設備の設置工事、点検整備を行うことができる。 甲種第4類：自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備の工事、整備及び点検をすることができる。 | 1 |
| 乙種消防設備士第1類 (国家資格) | 乙種第1類：消火栓の整備及び点検をすることができる。 | 1 |
| 乙種消防設備士第6類 (国家資格) | 乙種第6類：消火器の点検をすることができる。 | 1 |
| ボイラー技士（2級） | 空調・温水ボイラーの操作、点検をすることができる。 | 2 |
| 第3種冷凍機械責任者 | 冷凍にかかる高圧ガスを製造する施設において保安の業務を行う資格。 | 1 |
| アーク溶接業務従事者 特別教育修了 | 属電極と被溶接物の間にアーク（火花）を発生させ、その熱を利用して溶接する方法であるアーク溶接を行う上で必要な資格。（施設管理職員1名） | 1 |

（6）文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア （公社）全国公立文化施設協会等、その他団体が実施する研修会への過去3年間の参加実績

文化芸術及び舞台技術に係る研修に積極的に参加するとともに、管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねています。

【文化芸術及び舞台技術に係る研修】

令和4年2月1日現在

(公社)全国公立文化施設協会等主催研修

- ・全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会
- ・全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会
- ・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研究会
- ・地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会（中四国地域）
- ・地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会（中四国地域）
- ・劇場・音楽堂等 個別施設計画策定推進セミナー

その他団体主催研修

- ・鳥取県文化施設協議会 舞台技術研修会
- ・鳥取県文化施設協議会 施設管理業務及び自主企画事業 合同研修会
- ・島根県民会館 ステージテクニカルアカデミー
- ・島根県舞台技術研修会

【その他研修】

研修会名

| | |
|---------------------|----------------------------|
| ・会計事務研修会 | ・とっとりエコサポートーズ養成講座 |
| ・入札談合等関与行為防止法研修会 | ・安全管理研修会 |
| ・新入社員向けメンタルヘルス研修会 | ・鳥取県PPP/PFI推進地域プラットホームセミナー |
| ・環境マネジメント(TEAS)研修 | ・公正採用選考人権啓発推進員研修会 |
| ・音響家技能認定講座 | ・若手社員セミナー |
| ・保全業務マネジメントセミナー | ・鳥取県女性リーダー育成セミナー |
| ・気軽に筆談セミナー | ・働き方改革関連法説明会 |
| ・新入社員（雇い入れ時）安全衛生教育 | ・メンタルヘルス研修会 |
| ・あいサポート研修 | ・アーケド接等業務特別教育 |
| ・不当要求行為等対策研修会 | ・不当要求行為等対策責任者研修会 |
| ・KYT（危険予知）訓練 | ・防災士養成研修 |
| ・新型コロナウィルス感染症対策セミナー | ・産業保健セミナー |
| ・安全管理者選任時研修 | |

イ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

令和4年2月1日現在

| 実務年数 | 人数 | 業務 | 主な実務の内容 |
|------|----|---------|---|
| 20年 | 1 | 舞台、照明担当 | 舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援 |
| 20年 | 1 | 舞台、音響担当 | 舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、音響技術に関する相談・助言・指導等の支援 |
| 20年 | 1 | 照明、映像担当 | 舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、映像技術に関する相談・助言・指導等の支援 |
| 14年 | 1 | 音響、照明担当 | 舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援 |
| 7年 | 1 | 照明、舞台担当 | 舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、舞台技術に関する相談・助言・指導等の支援 |
| 3年 | 1 | 音響、照明担当 | 舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援 |

ウ 舞台技術に関する資格の保有状況

令和4年2月1日現在

| 資格の名称 | 資格の概要 | 保有 人数 |
|---|--|----------|
| 第1種電気工事士 (国家資格) | 500kW未満の自家用電気工作物の簡易電気工事および一般用電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。 | 1 |
| 第2種電気工事士 (国家資格) | 一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。 | 3 |
| 舞台機構調整技能士（音響） 2級（国家資格） | 舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。 | 2 |
| 音響技術者1級 (日本音響家協会技能認定) | 舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。 | 1 |
| 音響技術者2級 (日本音響家協会技能認定) | " | 2 |
| サウンドシステムチューナー ^{2級} （日本音響家協会技能認定） | ホール音響設備やコンサート音響システムを正しく接続・設置して、電気音響特性とホール音響特性を整合させ、音響機器の性能を十分に発揮させるための音場補正をする者を認定。 | 1 |
| 照明技術者1級 (日本照明家協会技能認定) | 照明技術者として必要な知識を持ち、充分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。 | 4 |
| 照明技術者2級 (日本照明家協会技能認定) | 照明技術者として必要な知識を持ち、充分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。 | 2 |
| 映像音響処理技術者 (日本ポストプロダクション協会認定) | 記録映像等の作品を制作する中で、良質なコンテンツ制作を技術面からサポート作業する技術者。 | 1 |
| 玉掛け技能者 (国家資格) | 舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、安全作業上、重量に応じた吊下げ方法やロープの選択、重心を考慮した吊り点の選択が不可欠であり、玉掛け技能は必須。 | 6 |
| フルハーネス型墜落制止用器具 使用作業者特別教育 (講習修了) | 一般的な建設作業では5m以上その他の作業では6.75m以上を超える作業ではフルハーネス型の着用をすることになっており、墜落による労働災害の防止のための特別教育を受けることが義務。 | 4 |
| 小型移動式クレーン運転技師 (講習修了) | 舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、吊下げたセット等を安全に昇降させるために、吊下げ物の周囲との干渉やゆれ、昇降速度等を考慮した運転技能が必要。 | 2 |
| 巻上げ機運転業務特別教育 | 舞台機構設備は動力により駆動される巻上げ機が使用されており、労働安全衛生規則により運転には危険または有害な業務に指定されている。特別教育を受講し必要な知識を習得。 | 1 |
| 足場の組立等特別教育 | 高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うには、事業主は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせる必要がある。 | 1 |

(7) 人材育成

県民、利用者の皆様に高品質のサービスを安定・継続的に提供するとともに、より効率的な運営を推進していくためには、職員一人ひとりの勤務意欲と能力を一層向上させ、人的資源を最大限活用できるシステムづくりが必要であるため、職員研修については体系立て、職員に対する研修の強化をはじめ人事給与制度や勤務評定制度の充実など、人材育成に向けて取り組んでいます。

ア 人材育成のフレーム

限られた人材（人財）を育成するには、中長期的視点に立った計画が求められます。中長期的に人材を育成するには、現在の指定管理者制度は不利な面がありますが、徐々に指定管理期間も長期傾向にあるため、3年～5年を目安に計画を立てて進めています。

組織のミッション及び事業計画を実現するために、どのような能力や価値観を持つ「人財」が求められるのか、まずはイメージし、その方針を「職階ごとに期待される職員像」として定義し、具現化します。

イメージ

施設の設置目的から

県民文化会館＝県民の文化の振興を図る

倉吉未来中心＝人と人の交流を促進し地域の活性化を図る

財団定款から

組織の目的＝県民文化の育成と振興、文化活動の場の提供、自主的な活動の支援、
人と人との交流、地域の活性化



心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現



- 上記の目的達成から導かれるホールが担う役割＝貸館から創造へ
(舞台芸術や音楽等を創造、地域の活性を)
- ホール自らが主体となり創造していく拠点施設(創造型施設)となること
- 創造型施設を支えるための専門性を備えた職員の配置＝不可欠な条件



- 求められる職員＝・施設や設備が備える可能性や機能を最大限に活かすことのできる専門性
 - ・創造的活動を実践していく上で必要とされる専門性
- その具体：
 - ・施設や地域の特色を加味した事業の企画提案できる専門職員(プロデューサー等)
 - ・創造的活動を行うための専門職員(制作、教育普及、広報宣伝、営業等)
 - ・舞台設備の管理だけでなく、舞台設備を有効に活かした創造活動のできる専門職員(舞台監督、照明プラン、音響プラン等の舞台技術者)
 - ・法令・規則に準拠した活動のできる知識と技能(資格)を有し、施設の安全性や非常時を想定した様々な手続きが可能な専門職員

イ 研修の強化

(ア) 接遇能力の向上

県民、利用者の皆様へのサービスに直結する受付、応対能力の向上を図るため、効果的な接遇研修を全職員対象に実施します。

(イ) アートマネジメント能力の向上

文化芸術に係る事業を推進していく上で必要不可欠なアートマネジメント能力の向上については、(一財) 地域創造や(公社) 全国公立文化施設協会等の主催する研修等への積極参加により対応します。

(ウ) 舞台技術能力の向上

ホール利用者への技術提供や舞台創造部門を担う舞台技術職員の技術力向上については、(公社)全国公立文化施設協会主催の舞台技術研修をはじめ各地で開催される専門セミナーへの積極参加により対応します。

(エ) 管理職養成の強化

経験年数を経た職員や管理職にある職員への効果的な研修を進めることとし、各種団体が開催する管理職養成講座等への積極的な受講を進めます。

(オ) その他管理運営能力の向上

人権研修、個人情報保護研修、会計事務研修などの管理運営上必要不可欠な各種研修についても、形骸化されることなく常に効果的な内容となるよう充実します。

また、研修の実施にあたっては、スキルアップだけでなく職員の意識改革や研修経費の節減等も視野に入れ、鳥取県公社事業団等職員互助会或いは県域の類似団体との連携による研修の共同実施(各団体に共通する内容のもの)をするなど検討します。

ウ 意欲向上策

(ア) 勤務評定制度の充実

職員の勤務意欲を一層向上させるため、職員の能力や勤務態度・実績等に応じて給与や昇格を決定する制度にしています。本制度については、人材育成の視点にも十分配慮しながら、評定内容の充実、面接指導の実施など個々の職員の能力向上に一層活かします。

(イ) 管理職の執務姿勢自己診断援助制度

管理職の執務姿勢の向上や自己啓発・研鑽に役立てるため、部下職員からの勤務姿勢診断(援助)制度を導入しています。

(ウ) 自己開発支援制度

自己啓発活動助成制度を導入しており、職員自らが業務に必要な研修受講を企画し、また能力向上に資する資格取得を希望する場合に受講費や受験費の助成を行い、職員の積極性を促す環境づくりを進めています。

また、キャリアアップを待遇面へ反映させる仕組みも継続的に検討します。

《職員研修システム》

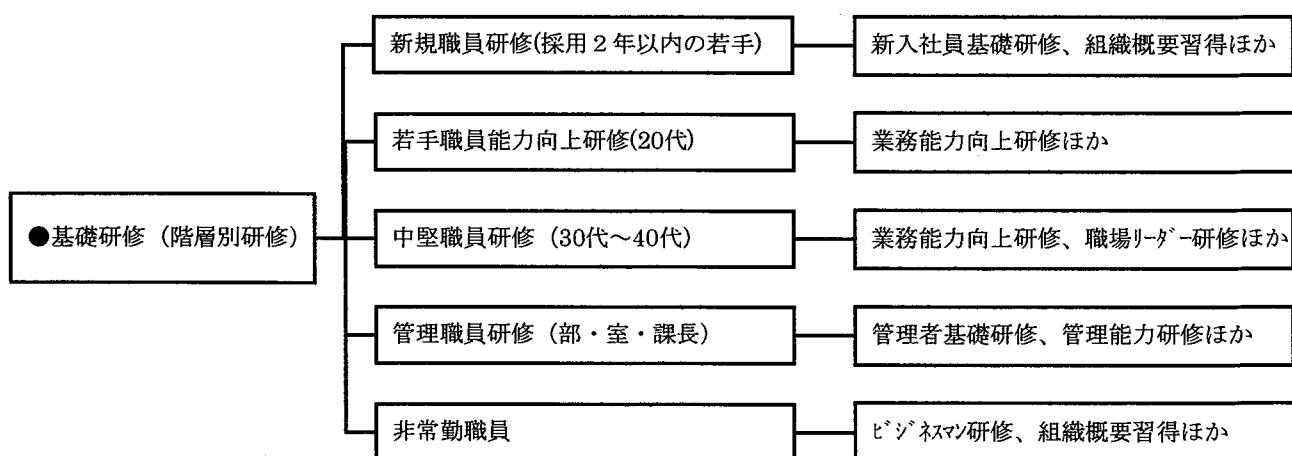


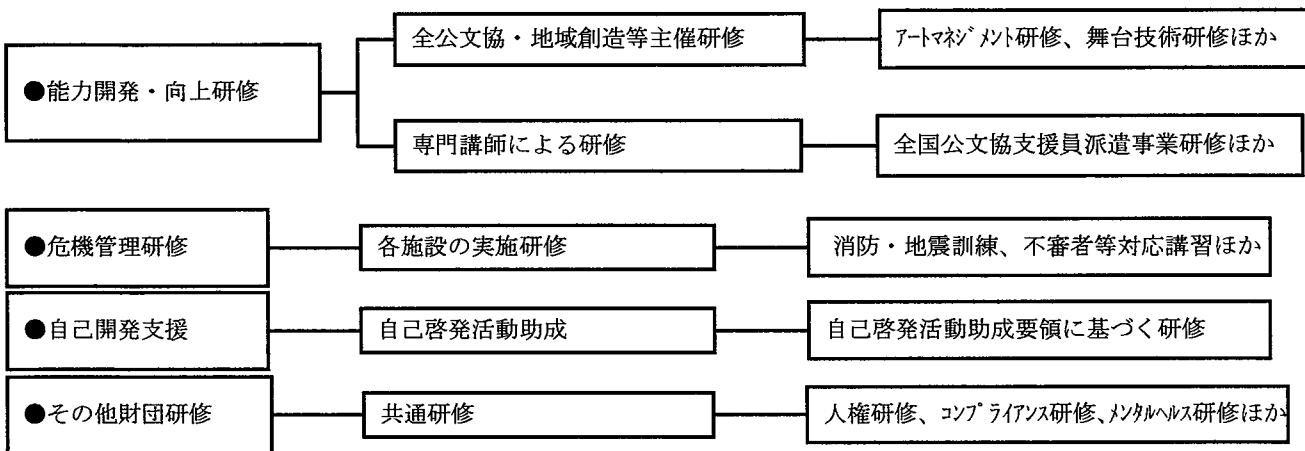
【定義】

a 専門知識・技能 b 対人関係 c 概念化(課題発見及び解決) d 自己スキルアップ

【教育訓練】

a OJT=実地研修 b OFF-JT=外部研修 c 自己啓発=知識・技術スキルアップ





4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

特になし。

5 法人の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり

- 法定雇用率を達成している。
 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数43.5人未満の事業者であり

- 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
 男女共同参画推進企業に認定されていない。

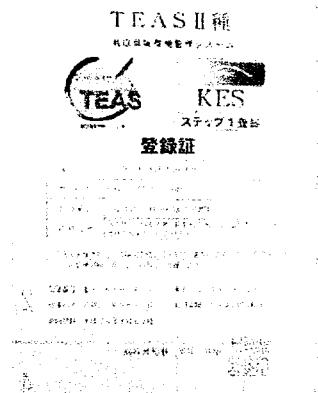
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I 種又はII 種規格認証等

ISO14001又はTEAS I 種又はII 種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。
 認証登録されていない。

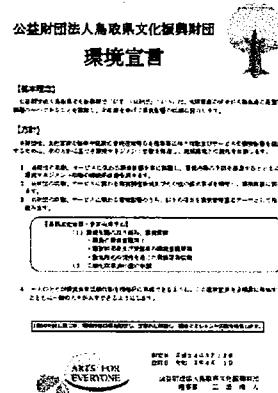


【男女共同参画推進企業認定証】
(初回認定：平成20年10月 2日)
(更新認定：平成27年 2月16日)



【TEAS II種認定登録証】
(初回登録：平成24年9月19日)
(更新登録：平成30年9月18日)
(有効期限：令和 3年9月18日)

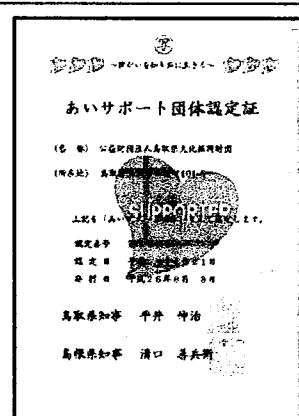
※新型コロナウイルス感染症の影響により有効期限の延長を認める決定を受けて運用中



【鳥取県文化振興財団環境宣言】
(制定日：平成24年3月12日)
(第15版：令和3年4月1日)

(4) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。
 あいサポート企業等に認定されていない。
 その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



【あいサポート団体認定証】
(認定：平成26年5月21日)

(別紙)

令和4年度鳥取県立倉吉未来中心利用率見込・利用者数見込

| 施設 | 利用率見込 (%) | 利用者数見込 (人) | 備 考 |
|----------|--------------|---------------|-----|
| 大 ホ ー ル | 45.7 | 48,700 | |
| 小 ホ ー ル | 67.1 | 27,100 | |
| リハーサル室 | 75.8 | 7,000 | |
| 練 習 室 1 | 90.6 | 2,300 | |
| 練 習 室 2 | 59.6 | 3,100 | |
| セミナールーム1 | 71.5 | 8,100 | |
| セミナールーム2 | 71.4 | 3,900 | |
| セミナールーム3 | 78.0 | 21,500 | |
| セミナールーム4 | 78.9 | 3,600 | |
| セミナールーム5 | 64.9 | 2,900 | |
| セミナールーム6 | 81.0 | 4,300 | |
| セミナールーム7 | 66.1 | 5,600 | |
| セミナールーム8 | 42.6 | 1,200 | |
| セミナールーム9 | 64.6 | 1,800 | |
| アトリウム | 63.7 | 3,500 | |
| 団体事務局サロン | 100.0 | 1,900 | |
| 合 計 | — | 146,500 | |

※利用率及び利用者数見込の算出にあたっては、平成29年度、平成30年度、令和元年度の利用実績の平均値を基に、大規模催事利用による増及び新型コロナウィルス感染症による開催自粛等の減(10%減少)を反映。